

平成 2 5 年 第 2 回 定 例 会

奈 井 江 町 議 会 定 例 会 会 議 録

平成 2 5 年 6 月 1 8 日 開 会

平成 2 5 年 6 月 2 0 日 閉 会

奈 井 江 町 議 会

平成25年第2回奈井江町議会定例会

平成25年6月18日（火曜日）  
午前9時59分開会

○ 議事日程（第1号）

- 第1 会議録署名議員の指名について
- 第2 会期の決定について
- 第3 議長諸般報告
  1. 会務報告
  2. 議会運営委員会報告
  3. 委員会所管事務調査報告
  4. 例月出納定例検査報告
- 第4 行政報告（町長、教育長）
- 第5 町政一般質問（通告順）
- 第6 報告第1号 平成24年度奈井江町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について
- 第7 報告第2号 奈井江町第5期まちづくり計画「後期実施計画」の変更について
- 第8 報告第3号 専決処分の報告について（損害賠償額の決定）
- 第9 報告第4号 専決処分の報告について（損害賠償額の決定）
- 第10 報告第5号 専決処分の報告について（損害賠償額の決定）
- 第11 議案第1号 平成25年度奈井江町一般会計補正予算（第2号）
- 第12 議案第2号 平成25年度奈井江町国民健康保険事業会計補正予算（第1号）
- 第13 議案第3号 平成25年度奈井江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第14 議案第4号 平成25年度奈井江町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 第15 議案第5号 平成25年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）
- 第16 議案第12号 工事請負契約について【奈井江小学校大規模改造建築主体工事（第2期工事）】
- 第17 議案第13号 工事請負契約について【奈井江中学校耐震補強工事（第一期工事）】
- 第18 請願第1号 札幌航空交通管制部の存続・充実を求める意見書の採択を求める請願書
- 第19 請願第2号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30

人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実  
など2014年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向  
けた意見書の採択を求める請願書

○ 出席議員（10名）

1番	遠藤共子	2番	石川正人
3番	三浦きみ子	4番	大矢雅史
5番	森岡新二	6番	森繁雄
7番	笹木利津子	8番	森山務
9番	鈴木一男	10番	堀松雄

○ 欠席議員（0人）

○ 地方自治法第121条により出席した者の氏名

町	長	北	良	治									
副	町	長	三	本	英	司							
教	育	長	萬	博	文								
会	計	管	理	者	篠	田	茂	美					
ま	ち	づ	く	り	課	長	相	澤	公				
く	ら	し	と	財	務	課	長	小	澤	克	則		
ふ	る	さ	と	振	興	課	長	碓	井	直	樹		
お	も	い	や	り	課	長	馬	場	和	浩			
ま	ち	な	み	課	長	大	津	一	由				
健	康	ふ	れ	あ	い	課	長	小	澤	敏	博		
や	す	ら	ぎ	の	家	施	設	長	表	久	義		
教	育	次	長	鈴	木	隆							
く	ら	し	と	財	務	課	長	補	佐	秋	葉	秀	祐
教	育	委	員	長	山	中	敦	子					
農	業	委	員	会	会	長	桑	島	雅	憲			
代	表	監	査	委	員	中	野	浩	二				

○ 職務のために出席した者の職氏名

議	会	事	務	局	長	岩	口	茂
庶	務	係	長	栗	山	ひろみ		

平成25年第2回奈井江町議会定例会

平成25年6月20日（木曜日）

午前10時00分開会

○ 議事日程（第2号）

- 第1 会議録署名議員の指名について
- 第2 議案第6号 奈井江町手数料条例の一部を改正する条例
- 第3 議案第7号 奈井江町子ども・子育て会議設置条例
- 第4 議案第8号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
- 第5 議案第9号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について
- 第6 議案第10号 奈井江町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について
- 第7 議案第11号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第8 請願第1号 札幌航空交通管制部の存続・充実を求める意見書の採択を求める請願書
- 第9 請願第2号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2014年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書の採択を求める請願書
- 第10 意見案第1号 札幌航空交通管制部の存続・充実を求める意見書
- 第11 意見案第2号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2014年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書
- 第12 会議案第1号 議員の派遣承認について
- 第13 調査第1号 議会運営委員会の調査の付託について
- 第14 調査第2号 所管事務調査の付託について

○ 出席議員（10名）

- |    |        |     |       |
|----|--------|-----|-------|
| 1番 | 遠藤 共子  | 2番  | 石川 正人 |
| 3番 | 三浦 きみ子 | 4番  | 大矢 雅史 |
| 5番 | 森岡 新二  | 6番  | 森 繁雄  |
| 7番 | 笹木 利津子 | 8番  | 森山 務  |
| 9番 | 鈴木 一男  | 10番 | 堀 松雄  |



## 開会・挨拶

### ●議長

皆さん、おはようございます。

連日の好天に恵まれまして、若干、渇き気味でありましたが、今日は久しぶりの雨となりましたが、第2回の定例会出席大変ご苦労さまです。

只今、出席議員10名で定足数に達しておりますので、平成25年奈井江町議会第2回定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

---

## 日程第1 会議録署名議員の指名について

### ●議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、1番遠藤議員、2番石川議員を指名します。

---

## 日程第2 会期の決定について

### ●議長

日程第2、会期の決定を議題とします。

おはかりします。

今期、定例会の会期は、本日から20日までの3日間としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

### ●議長

異議なしと認めます。

会期は、本日から20日までの3日間に決定しました。

---

## 日程第3 議長諸般報告

(10時01分)

### 1. 会務報告

●議長

日程第3、議長諸般報告を行います。

会務報告は、書面のとおりですので、ご了承願います。

---

## 2. 議会運営委員会報告

●議長

議会運営委員会報告について、委員長の発言を許します。

議会運営委員長、6番森議員。

(議会運営委員長 登壇)

●6番

皆さん、改めて、おはようございます。

第2回定例会に向けまして、議会運営委員会を開催致しておりますので、ご報告を申し上げます。

委員会開催日、調査事項、調査内容の順番でご報告を申し上げていきたいと思っております。

委員会開催日平成25年3月15日、第1回定例会に関する議会運営についてでございます。調査内容と致しましては、①追加議案について、②民生委員推薦会委員の推薦についてでございます。

2つ目と致しまして、委員会開催日平成25年4月24日でございます。調査事項は、第2回臨時会に関する議会運営についてでございます。調査内容は、①会期及び議事日程について、②議案審議についてでございます。

続きまして、委員会開催日平成25年5月22日でございます。調査事項は、議会運営についてで、これは先進地視察も含まれております。

午前中に栗山町議会を議会運営委員会で視察させて頂きました。

それから、調査内容と致しましては、①議会の活性化についてでございます。

続きまして、委員会開催日は平成25年6月13日でございます。調査事項は、第2回定例会に関する議会運営についてでございます。調査内容は、①会期及び議事日程について、②町政一般質問について、③議案審議について、④請願、意見案、陳情、要請等の取扱いについて、⑤会議案等について協議をして参りました。

以上、4つほど議会委員会を開催しておりますので、ご報告を申し上げます。

---

## 3. 委員会所管事務調査報告

(10時04分)

●議長

委員会所管事務調査報告について、委員長の発言を許します。

まちづくり常任委員長、8番森山議員。

(まちづくり常任委員長 登壇)

● 8番

皆さん、おはようございます。

それでは第1回定例会におきまして付託されました調査事項について、調査を行いましたので、ご報告を申し上げます。

委員会開催日4月26日、調査事項、調査第2号「廃棄物処理について（現地調査含む）」まちなみ課長、住宅環境、技術担当係長、事務担当係長、住宅環境係の出席を求め提出されました資料の説明を受け質疑を行った後、現地調査を実施し検討しました。

調査内容ですが、1. ごみ処理フロー図について、2. 奈井江町廃棄物種別・排出形態比較について、3. 各年度廃棄物種別比率について、4. 砂川地区保健衛生組合搬入量について、5. 平成24年度ごみの計画・粗大収集運搬委託業務について、6. 平成24年度有料化ごみ袋の手数料徴収委託状況について、7. 不法投棄対策等について、8. 砂川地区保健衛生組合構成市町のごみ搬入量及び負担金についてであります。

資料は、別紙のとおりとなっております。

意見要望と致しまして、砂川地区保健衛生組合構成2市3町におけるごみの搬出量は、人口減少の中、可燃ごみと粗大ごみの増加により、総量、人口一人当たりごみ量、共に前年度を上回る量となっております。

本町においても同様に増加傾向にあり、一人当たりのごみ量は年間264kgと組合構成市町の平均313kgを下回っているものの、より一層の分別徹底や資源のリサイクルなどの取り組みと共に、さらに分別の方法等についても住民周知に努めて頂きたい。

広域ごみ処理負担金は、ごみ処理量が影響すると共に、ごみ処理収集運搬委託等費用全体についても、更なる検討を加え、経費節減に努力願いたい。

不法投棄対策では、子どもたちが全町一斉クリーン作戦に主体的に参加することで環境意識も高まり、地域環境美化推進事業を含めて継続実施されるよう望むものであります。

次に、委員会開催日5月17日、調査事項、調査第4号「老人福祉施設の管理運営について（現地調査含む）」であります。やすらぎの家施設長、管理係長、おもいやり課長、福祉係長の出席を求め提出されました資料の説明を受け質疑を行った後、現地調査を実施し検討しました。

調査内容につきましては、1. 特別養護老人ホーム入所状況について、2. ショートステイ利用状況について、3. デイサービス利用状況について、4. 高齢者生活福祉センター運営状況について、5. 入所者の介護度及び待機状況について、6. やすらぎの家諸行事実施状況について、7. 職員に関する事項（やすらぎの家）について、8. 老人福祉寮（かおる荘）運営状況についてであります。

資料は、別紙のとおりであります。

意見要望と致しまして、特別養護老人ホームほか2施設とも、入所者はほぼ定員どお

りの利用状況にあるものの、入所者・利用者の高齢化、入院等の増加により前年度を下回る延べ利用者数が報告されました。

超高齢化社会の中にあり、本町の高齢者福祉に大きな役割を担うものであり、引き続き安心して利用していただける施設運営、介護サービスに努めていただきたい。

やすらぎの家開設以来、多くの町民の皆さんのご協力によるボランティア活動において、高齢化と共に年々ボランティアの参加者が減少している状況にある。

今後においても、施設運営を支えて頂くボランティア活動は必要であり、本年度新たにポイント制を導入した「健寿苑・やすらぎの家ボランティア推進事業」により、活動の活性化に繋がるよう願うところであります。

次に、委員会開催日6月4日、調査事項、調査第3号「寿公園の管理運営について（現地調査含む）」まちなみ課長、建設主幹、建設係長の出席を求め提出された資料の説明を受け質疑を行った後、現地調査を実施し検討しました。

調査内容につきましては、1. 施設維持管理の状況について、2. 自主事業の実施状況について、3. 指定管理業務収支報告について、4. 寿公園の利用状況（多目的広場・パークゴルフ場）について、5. 奈井江町寿公園の指定管理業務に関する協定書についてであります。

資料は、別紙のとおりであります。

意見要望と致しまして、寿公園のパークゴルフ場や芝サッカー場の管理においては、利用者からも高い評価を受けており、引き続き適正な管理に努力願いたい。

利用者数では、芝サッカー場においては、前年度を上回る利用がある一方で、パークゴルフ場及び多目的広場（グラウンド）の利用者数においては減少傾向にある。

屋外施設においては、天候等にも左右されるため単純には比較できないが、今後とも利用者の意見等を大切に管理運営が行えるようお願いしたい。

次に、委員会開催日6月7日、調査事項、調査第1号「平成24年作況状況と土地改良事業について（現地調査含む）」、ふるさと振興課長、農政主幹、農政係長、農政係主査、土地改良センター長の出席を求め提出された資料の説明を受け質疑を行った後、現地調査を実施し検討しました。

調査内容につきましては、1. 農作物の作況状況について、2. 道営土地改良事業の進捗状況についてであります。

資料は、別紙のとおりです。

意見要望と致しまして、24年産の水稻は、例年にない大雪の影響による初期生育の遅れが心配されましたが、総じて天候に恵まれ生育は順調に推移したため、北空知の作況指数は107の良となった。

高品質米の出荷割合では、夏季の異常高温と長雨の影響により、前年を下回ったものの全道トップクラスの低タンパク米出荷率を維持できたことは、農業者や、関係機関における努力の結果であり敬意を表す。

本町農業における土地改良事業は、生産性の高い農地整備を確かなものにするため欠かせない重要な事業である。

今後の農業を担っていく受益者の要望を把握しながら、関係機関と連携を図り継続的

で円滑な事業の推進と予算の確保に向けて努力願いたい。

以上で、報告を終了致します。

---

#### 4. 例月出納定例検査報告

##### ●議長

次の例月出納定例検査報告につきましては、書面報告のとおりですので、ご了承願いたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

##### ●議長

異議なしと認めます。

以上で、議長諸般報告を終わります。

---

#### 日程第4 行政報告（町長、教育長）

(10時14分)

##### ●議長

日程第4、行政報告を行います。

町長。

(町長 登壇)

##### ●町長

皆さん、おはようございます。

第2回定例会、大変ご苦労さまでございます。

それでは、平成25年第1回定例会以降の主なる事項について、ご報告を申し上げます。

まず、まちづくり課関係でございますが、3月25日に江南小学校の閉校式典が行われました。

昭和50年、高島小学校と南小学校校下の方々の教育に対する熱い思いによりまして、江南小学校が開設されましたが、38年が経過致しまして、時代の流れの中で少子化の波を受け、保護者や教職員の方々はもちろん、地域の方々の多くの議論を経て、奈井江小学校と統合することになりました。

4月8日には、新生・奈井江小学校の開校式と入学式が行われました。

昨年からは実施しております、校舎の大規模改造も今年度完了する予定であり、子ども

たちには整備された学習環境のもと、一定規模の集団の中で切磋琢磨し、“自立と共生の心”、“たくましく生き抜く力”を身に付けて欲しいと願ってやまない所でございます。

また、8日の午後には、奈井江商業高校の入学式に出席させて頂きました。

今年度の入学生は、昨年より微増となる27名でありましたが、奈井江中学校からの入学生が、3名から15名に増加しております。

町と致しましては、本年度、地元からの生徒を確保するため、奈井江中学校から入学する生徒に対する「入学支援金制度」を創設したところでありますが、一定の成果がなされたと考えているところでございます。

今後も、安定的な生徒の確保に努めて参りたいと考えております。

6月6日でございますが、北海道町村会の役員全体で、中央実行運動を行って参りました。

総務省に対しましては、町村財政基盤の強化、地方固有の財源であります地方交付税の確実な措置について、申し入れを行ったところでございます。

農林水産省におきましては、今、時の問題でございますTPPの問題はもちろん、青年就農給付金など、農業担い手、農地総合対策の推進や農業者の経営所得安定対策の法制化等、各般にわたる要請活動を行って参ったところでございます。

次に、ふるさと振興課関係について申し上げますが、5月23日、空知団地を所有する中小企業基盤整備機構と有限会社神内ファーム21との間で、空知団地土地譲渡契約調印式が行われました。

空知団地において、今年の秋より、太陽光発電事業が展開されるということでございます。

昨日も起工式に参加させて頂きましたが、本町においても、時代を捉えたクリーン・エネルギー事業が展開されることに、大きな期待を寄せているところでございます。

以上、一般行政報告と致します。

---

## (教育行政報告)

(10時17分)

### ●議長

教育長。

(教育長 登壇)

### ●教育長

おはようございます。

第2回定例会の出席大変ご苦労さまでございます。

お手元の教育行政報告書により3点についてご報告を申し上げたいと思います。

1点目は、本年4月1日をもちまして、旧江南小学校と旧奈井江小学校を統合し、新たな奈井江小学校がスタートしたことに伴いまして、8日、寺脇 空知教育局長をはじめ

め、多数のご来賓をお迎えし、開校式を挙げていただきました。

式では、新たな校章・校旗・そして校歌が披露され、改めて新しい小学校がスタートしたことを実感したところでございます。

次に2点目でございます。

5日・8日、小中学校の入学式・始業式に係わりまして、平成25年度の小中学校の学級編成、教職員の配置についてご報告を申し上げます。

奈井江小学校の児童数は、新入学生30名を含め、全校生徒253名、旧2校を合わせます前年度と対比致しまして19名の減となり、普通学級10学級、特別支援学級5学級でございます。

教職員におきましては、旧江南小学校の末吉校長、旧奈井江小学校の小林教頭を配し、新たに赴任した5人の教諭を含めて、22名の教職員体制でスタートをさせて頂きました。

続いて、奈井江中学校の生徒数は、新入学生50名を含め、全校生徒163名で、前年度と比較し11名の減となり、普通学級では6学級、特別支援学級では2学級と昨年度と同様であります。

教職員では、校長・教頭は変わりなく、教諭4名の転出、転入で、前年度と同様の18名でございます。

次に、3点目でございます。

5月1日開催の「公立高等学校配置計画地域別検討協議会」についてでございます。

公立高等学校の配置計画につきましては、昨年度示された以降、大きく変更するものではありませんでしたが、少子化がさらに進む中で、学校経営の適正規模に鑑み、小規模校再編の必要性について、改めて説明があったものでございます。

第1回定例会の教育行政報告においても、ご報告を申し上げましたとおり、本年度の奈井江商業の入学者において、地元中学校からの入学者が15名と、昨年を大きく上回ることとなりました。

今後とも、高校と連携を図りながら、教育環境の向上に向けて、支援して参りたいというふうに考えてございます。

以上、教育行政報告と致します。

#### ●議長

以上で、行政報告を終わります。

---

### 日程第5 町政一般質問

(10時21分)

#### ●議長

日程第5、町政一般質問を行います。

質問は、通告順とします。

なお、質問は再々質問を入れて30分以内でお願いします。

## (1. 7番笹木議員の質問・答弁)

(10時22分)

### ●議長

7番笹木議員。

(7番 登壇)

### ●7番

7番笹木利津子です。

先の通告に従い、町長に2点、教育長に1点質問をさせていただきます。

はじめに、「公共工事・労務単価について」お伺い致します。

農業は、わが町の基幹産業として、大変重要な産業と認識しておりますが、合わせて建設産業もインフラ（社会基盤）の整備に欠かせない大事な産業であります。

国における本年度の「公共工事・設計労務単価」は、技能労働者の減少に伴う、労働需給の逼迫傾向を適切に反映させると共に、社会保険等への加入の徹底を図る観点から、必要な法定福利費相当額を適切に反映させて設定させる事が、その背景にあるものと考えます。

内容を見ると、単価が前年度と比べ全国平均で15.1%、道においては全国を上回る17.5%の上昇となっており、極めて意義のある事と考えます。

建設産業は、近年、建設投資の縮小に伴うダンピング（過度な安値受注）の横行で疲弊し、建設労働者に低賃金や社会保険未加入のしわ寄せが及んできました。

それに拍車をかけたのが前政権の「コンクリートから人へ」という公共事業削減方針でした。

低賃金で若者の建設業界離れも進み、近年の就業者数は19%の減少になっており、屋外で厳しい環境で働き「命の危険」がある人達に対する評価が大変低かった状況ですが、労務単価引き上げが一過性にならず、長期的視野に立った対策になる事を期待しております。

今回の公共事業・設計労務単価の上昇を踏まえ、道では、国の取り扱いに準じる事とし、維持管理業務等の委託業務も含め、前年度の労務単価で予定価格を積算した工事も、4月1日以降に契約した場合は「新単価」を適用するという特例措置の対象とした事は評価すべきと考えます。

また、技能労働者の賃金水準を確保するためには、公共工事を受注されている元請けや下請けなどを含めた建設業界全体の適切な取り組みが重要ではないかと考えます。

奈井江町においては、現在、道も含め3件の委託業務がありますが、今回の労務単価引き上げに伴い、町の建設業界全体の現状の認識についてお伺い致します。

また、特例措置につきましても現場の労働者の適切な賃金水準の確保につながるために、奈井江町の建設業団体や企業に、どのように要請、指導されていられるのか、町長

にお伺い致します。

●議長

(10時25分)

町長。

(町長 登壇)

●町長

笹木議員のご質問にお答えして参りたいと思いますが、最初は、奈井江町での建設産業の現状認識について、2つ目は、道の特例措置と建設業団体への要請についてという点でございますが、まず1点目、建設産業の現状認識についてでございますが、ご案内のとおりでございますが、全国的な建設産業について、ここ最近の状況は、震災復興需要やアベノミクスなど、経済対策の影響によりまして資材価格や労務費の高騰、人手不足等によりまして、厳しい現場経営を余儀なくされているところでございます。

また、建設業に携わる労務者の賃金低下等が、若年層の確保や技能の継承にも、多大な影響を与えていることも、これまた事実でございます。

奈井江町の現状につきましては、昨年度中も永年、町内において公共工事を担ってきた企業の経営が立ち行かなくなりまして、ここ数年、同様の事例が発生していることを承知致しているところでございます。

しかし、一方では、町外の企業を吸収合併致しながら、経営規模の拡大と経営基盤の安定に乗り出している企業や、会社のグループ化などを図りながら、事業の多角化などで、堅実な経営を行っている企業もあります。

“建設産業は裾野も広く、町内の経済に与える影響は非常に大きい”と捉えているところでもありますので、今後についても地場産業の育成という一面も踏まえながら、地元企業の積極的な活用を考えながら、町政の執行にあたって参りたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思うしだいでございます。

2つ目でございますが、道の特例措置と建設業団体への要請についてでございますが、今年度、国土交通省におかれましては、労務費の上昇で、工事の施工者が決まらない「入札不調問題」への対応や人手不足解消等、「技能労働者への適切な賃金水準の確保」のため、4月1日の入札から適用される2013年「公共工事設計労務単価」を、全国平均で、今、ご案内ございましたように15.1%引き上げました。北海道平均致しますと17.55%ということ聞いております。

北海道の特例措置と致しまして、3月に、旧労務単価により入札を実施致しまして、4月1日以降に契約する工事、委託業務につきましては、新単価による契約変更を実施しております。

奈井江町では、「道道維持管理業務」については、特例措置の適用が通知され、契約変更の申請をしております。

町発注の委託業務につきましては、北海道の取扱いを踏まえながら、これに準じて実施する必要があるのではないかと考えておりますので、今後、受託業者と協議を行って

参りたいと考えております。

なお、今年度の労務単価上昇につきましては、建設業者が労務者に支払う賃金を法的に保障するものでないため、建設業団体への要請については、全国的な課題と致しまして捉えておりました。奈井江町と致しましては、社会保険料の負担額などについても適切な契約単価に反映され、下請け企業の技能労働者の処遇改善に繋がるよう、建設協会への要請を行って参りたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思うしだいでございます。

以上、答弁と致します。

●議長

(10時29分)

7番笹木議員。

●7番

只今、町長からご答弁を頂きました建設産業の現状については、本当によく捉えて頂いていると思いますし、また、要請とか指導については、大きな期待をしていきたいなと思います。

政権交代がされて、半年が過ぎました。

国として、景気回復のための様々な、今回もそうですけれども、様々な措置が取られてきています。

また新聞、テレビの報道を聞きますと、景気が上昇した、上昇したという報道が沢山あります。ですが、労働による報酬でしか、潤いを体感できない。言い換えれば一番大事な労働者の方たちがその恩恵をなかなか受けていないというのが現状だと私自身感じております。

長年の景気低迷で企業も存続していくのがやっとという状況ではないかと思えます。

少子高齢化がずっと謳われていますけれども、若者の既婚率、特に男性ですね、が、収入が少ないということで、なかなか結婚が出来ないというのが、まずは一番の原因になっているという状況もあります。

この景気回復ですけれども、本当に末端で頑張る人たちに反映されていないものか、この点で、町長のご見解になろうかと思うんですが、町長に是非、伺いたいと思えますので、お願い致します。

●議長

(10時31分)

町長。

●町長

今、笹木議員がご指摘あった通りでございます。景気回復とっておりますが、実態としては、地域に恩恵がない、労働者に恩恵がないというのが実態でございます。

先ほど申し述べた通りでございます。

従いまして、本来的な景気回復というのは、何が必要か。ただ、国が唱えているだけ

ではいけません。

そして、実際は、地域をはじめとして労働者の賃金も含めて、私どもとしてはですね、レベルアップしていかなければならない。これが、やはり景気回復の一番だと思います。

そういう中におきまして、地方公務員の関係をちょっと申し上げますが、これらについても、国が、総務省が指導しよう。

先般もですね、実は、東京で会議がありまして、これらについて大論議が交わされました。役員会で。その中で、いわゆる、国が指導した線にしたがってやらなければいけないという議論がありました。

しかし、私どもと致しましては、今までにどれだけ、いわゆるですね、改革をしてきたか、この中で積み上げてきたか、このことを忘れてはいけません。

そして、これら役場職員ばかりでなくですね、地方経済もそのとおりでございまして、地域が発展しながら、いけば、地域の労働者が実際の経済回復に貢献出来る体制にならなければ、国は繁栄しない。私は基本的に、こういうふうにいるところでございます。

そういう回復こそ、本当の景気の回復だと、こんな所見を申し上げたいと思うところでございます。

以上でございます。

●議長

(10時33分)

7番笹木議員。

●7番

今ほどの町長のご答弁で、もう何としても国への要請の際にも、ここの部分にも是非力を入れて頂くことを大きく期待をして参りたいと思っておりますので、よろしく願いを致します。

それでは次の質問に入らせて頂きます。

次に、「介護マーク」の導入についてお伺い致します。

外出先で、認知症や障がいのある人達を介護している事を周囲に知ってもらうため、「介護中」のマークを普及させる取り組みが、全国の自治体で広がりつつあります。

マークは「介護中」の文字を両手で支えるデザインで印刷しカードホルダーに入れ、介護者が首から下げて使用するものです。

この取り組みは昨年4月、全国で始めて静岡県で施行されました。

きっかけは、認知症の奥さんを出先でトイレに連れて行った際、不審者と間違われ警察に通報された経験から、特に認知症は、はた目には分からないので誤解や偏見をもたれ、介護中である事を示す「マーク」が有れば、介護者が困る場面も減るのではとの要望が、介護家族から上がったようであります。

介護している事を、周囲にさりげなく知ってもらいたいとき。駅やサービスエリアなどのトイレで付き添うとき。男性介護者が女性用下着を購入するとき。病院で診察の際、付き添い入室されるときなど。

今年5月現在で、全国78市区町村で配布され、48市区町村で取り組みが予定されております。

また道内では、小樽市、室蘭市、美瑛町、岩内町で配布され、稚内市で取り組みが予定されております。

公益社団法人「認知症の人と家族の会」は、昨年「介護マーク」を全国に普及するよう厚生労働省に要望し、昨年12月各都道府県に対し、管内の市町村に周知するよう事務連絡を出すなど、後押しをしております。

静岡県では、デザインのデータを送付してくれる様ですし、高額な予算をかけずに作成できる事もあります。なにより障がい者及び高齢者を介護する方、また介護ボランティアをされている方などが、少しでも介護しやすい環境が整うよう「介護マーク」の導入に対しての対応を町長にお伺い致します。

●議長

(10時37分)

町長。

●町長

2点目でございますが、「介護マーク」の導入についてということのご質問でございます。

介護する方が、周囲から偏見や誤解を受けることがないように、とのことから、静岡県が策定したということも私も承知致しております。

平成23年から県内で取り組まれてきたということもございますが、厚生労働省では、このことを受けまして、各都道府県を通じて、全国的な普及、促進を図っておりまして、5月現在、311市区町村が実施致しまして、43の市区町村が予定をしております。

今後の予定されていると思います。

道内におきましては、小樽市や、今、ご指摘あったとおり、美瑛町など4市町が実施するとともに、稚内市が予定していると伺っております。

「介護マーク」の使用につきましては、認知症高齢者や障がい者の介護をする方を支援する有効な手段の1つであると、私も認識致しているところでございます。

取り組みに際しては、まず、「介護をする人」と「介護を受ける人」の認識が共有されることが極めて重要であると、こういうふう考えております。

加えて周囲の方々の理解、協力が大切であります。

笹木議員のご承知のとおり、奈井江町では、すでに「認知症サポーター養成講座の開催」や、「おもいやりの障がい福祉条例の制定」など、認知症の方、障がいのある方々はもちろん、介護を行う家族の方々が、安心して暮らしていけるよう、町民の皆さんとともに、支え合うまちづくりを推進して参りました。

今後、「介護マーク」の導入に関しましては、高齢者支援ネットワーク懇話会等で紹介を行いながら、十分な議論と認識を深めながら、これらについて検討して参りたいとこのように考えている所でございますので、よろしくご理解の程をお願い申し上げます。

私も、地方自治という視点から、自ら考え、自ら作り上げていくという視点から、みんなで論議して、これらの必要性を、きちっとみんなで共有しあうということが、まずは大切であると、こういうふうにご理解の程をお願い申し上げます。

以上、答弁と致します。

●議長

(10時39分)

7番笹木議員。

●7番

この介護マークですけれども、私もよく病院への付き添い、また、買い物への同伴など町の中で頼まれることがあります。

特に今回、市民団体なんですけれども、北海道男性介護者と支援者の集いからもこの介護マークの要請が出ているようであります。

確かに、この介護マークですけれども、女性の介護者よりも男性が女性を介護する場合には、大変、介護しやすい環境になろうかと思うんですね。

先ほども言いましたが、なかなか奥さんの下着をデパートに買いに行くのは、ご主人であってもなかなか大変だろうと、そんなふうに思います。

私も認知症サポーターの講習も受けて、オレンジリングも持っていますが、皆さん、職員さん付けられているように、首から下げて本当に見やすいものなんですね。

それで、是非、今ほど町長も前向きな答弁頂きましたけれども、積極的な取り組みをして、早く実施して頂ければありがたいと思いますので、よろしくお願い致します。

それでは、次の質問に入らせて頂きます。

最後の質問になりますが、教育長に、就任されて初の一般質問になります。

「小・中学校における脊柱側弯症対策について」教育長にお伺い致します。

学校保健法第1節第3条の2に、脊柱の疾病及び異常の有無は形態等について検査をし、側弯症等に注意すると明記されております。

脊柱側弯症とは、脊柱すなわち背骨がねじれを伴って曲がる病気であります。

小学校5～6年から中学生にかけて、特に女兒に多く発生し、低年齢で発症した場合ほど、重度の側弯になる傾向が強いです。

また低年齢で発見できず、そのまま40歳以降になると、腰が湾曲し痛みが伴う事はもちろん、肺の圧迫による呼吸障害・腰部神経の圧迫による歩行困難など、深刻な状況が出てきます。

現在、小・中学校では年に1度、脊柱検査が実施されておりますが、学校の脊柱検査で見つかる側弯症は0.1%程度といわれております。

また、この脊柱検査で発見されずに成人される人もかなりいるのが実情であります。

せっかく実施されている検査でありますので、より有効性があり、早期発見が出来る検査になる事が望まれるところです。

そこで現在行なわれている学校検診において、この病気の早期発見が出来る仕組みを作って頂けるよう、3点についてお伺い致します。

1点目は、奈井江町における脊柱側弯症に関する学校検診の実施状況について。  
2点目は、検診で発見された事例が有るかどうか。  
3点目は、早期発見に有効とされるモアレ検査の導入について。  
教育長にお伺い致します。

●議長

(10時43分)

教育長。

(教育長 登壇)

●教育長

只今、笹木議員よりご質問のございました脊柱側弯症対策に対する3点についてのご質問に対し、お答えを申し上げます。

まず1点目の脊柱側弯症に関する学校検診の実施状況についてでございます。

児童生徒の健康診断は、学校保健安全法に定められております診断項目に基づきまして、学校医を含む町内の開業医のご協力のもと、毎年6月までに、各学校で検診を実施してございます。

今年におきましても、4月23日に奈井江中学校、それから6月4日奈井江小学校で、それぞれ実施をさせて頂いております。

脊柱及び胸郭の検診につきましては、内科検診の際に、視診及び触診により診察を行い、疾病等の疑いがある児童生徒につきましては、専門医への受診を指導しているところでございます。

次に、2点目の検診で発見された事例の有無についてでございますが、過去4年間でございますが、定期健康診断によって、2次検診、精密検診でございますが、必要があるとされた児童生徒はおりませんでしたということでご理解を賜りたいと思います。

次に、3点目の早期発見に有効とされるモアレ検査の導入についてでございます。

モアレ検査というのは、格子を通した光を背中に当てて、その縞模様の左右非対称から脊柱の変形を検査する方法ということでございます。

文部科学省の監修によります「児童生徒の健康診断マニュアル」におきますと、この検診方法は必ずしも必要ではないというふうにはしております。

脊柱の変形は、外観から容易に異常を発見することが可能だということ、視診による検査方法は有効であるという見解が示されております。

視診で代用できるということになってございます。

当町をはじめ中空知の自治体など、全国的にも、このモアレ検査を実施している学校は少ないというふうにお聞きをしております。

また、検査は、思春期の子どもの上半身から臀部までの所を、素肌を出すという、そういった課題もあるということもお聞きをしております。

現在のところ導入する予定はございませんが、今後でございますが、学校医のご意見等をお聞きしながら、関係機関と協議をさせて頂いて、その有効性、または必要性につ

いて、改めてまた検討させて頂きたいというふうに考えてございます。

この点について、ご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

●議長

(10時46分)

笹木議員。

●7番

今ほど教育長に答弁を頂きまして、学校検診は速やかに検診をされていることでもありますし、ただですね、過去4年間のデータでは、発症が認められないということですが、先ほども言いましたが、全国平均で0.1%といいますと、1,000人に1人は発症が認められているという現実がありますね。

ですから、ここはちょっと教育長と見解が違うんですけども、専門医の視触診でも、なかなか見つけるのは難しいというような、私は捉え方をしております。

そのように認識をしているんですね。

今回のこの検査の推進について教育長に伺っているところであります。

モアレ検査というのはあまり耳慣れない検査かと思うんですが、よく勘違いされるのは、X線で、体に良くないんじゃないかという認識を持たれている方もおります。

ですがモアレ式観察装置で撮影ということで、X線を使用しないため、被ばく率もごくごく少ない、比べると飛行機に何時間か乗っている方が被ばく量が多いんだという程度の被ばくであります。

また、ただですね、今回のこの検査に関しては、デメリットとしてですね、先ほども教育長の答弁にございましたけれども、上半身が完全に物をつけてはいけないという状況じゃないとこの観察装置の検査が出来ないということで、様々、私も全国調べてみましたが、やっぱり女子生徒から、本当に全部脱いで後ろを診ることですから、これに対して、大変デリケートな問題で対応が難しいという問題は、結構出ているようであります。

ただ、有効性がかなり高いという検査になっているようなんですね。

それで、今のところ、実施する予定はない、管内ではないという答弁がありましたけれども、せつかく、やっている、義務付けられている検査でありますから、予算の関係もありましょう、ですが、是非、有効性が高い検査をして頂きたい、子どもの安心のために。

私、本当にこの0.1%って、決して低い数値だと思ってないんですよ。

1,000人に1人ということは、奈井江町、小中学生500人、2年に1人という計算、単純計算でいうとね。

それが4年間出ないということになると、ともすれば見逃して、いってしまっている可能性もあるんじゃないかな。

ですから、今まで0だったんです、出ないんですっていうのは、安易に安心してはいられないことなんじゃないかな、そんなふうに思っております。

是非、このモアレ検査、すぐに実施という答弁は頂けないと思うんですけれども、積極的な対応を希望しますけれども、教育長、もう一度お願いします。

●議長 (10時49分)  
教育長。

●教育長

笹木議員のご質問にお答えをさせて頂きたいと思います。

脊柱則わん症につきまして、今、お話しございましたように、発症率といいますか発見率といった方がいいかもしれませんけれども、非常に少ないというのはある意味実態だとは思いますが。

ただ、早期発見、そして早期治療、今先ほどお話しありましたように、そういったものというふうに私どもも認識をさせては頂いております。

今、このモアレ検査の、ある意味問題点といいますか、ご指摘の通りでございますので、先ほど、ご答弁をさせて頂きました通り、今後におきましても、その検診の方法等も含めて、そのモアレ検査をするしないの他にですね、検診等の方法等も含めて、学校医、もしくは専門医等にご意見を賜りながら、検討をさせて頂きたいというふうに考えてございますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

●議長  
笹木議員。

●7番  
それでは、私の一般質問を終わります。  
ありがとうございます。

●議長  
ここで11時00分まで休憩をはさみます。  
会議の再開は11時00分からです。

(休憩) (10時51分)

---

(2. 3番三浦議員の質問・答弁) (11時00分)

●議長  
休憩前に引き続き、会議を再開致します。  
一般質問を続けます。  
3番三浦議員。

(3番 登壇)

● 3番

今日は町長に2点質問します。

まず1点目は、生活保護の引き下げについてです。

国は生活保護費のうち生活費にあたる生活扶助を、今後3年間で段階的に670億円、また期末扶助を70億円引き下げることを決め、8月から実行しようとしています。

厚生労働省の試算では40代の夫婦と小中学生の子ども2人の場合、町村部では、月額20万9,000円から、8月以降は20万4,000円と5,000円の引き下げになり、平成27年度からは19万4,000円へと1万5,000円の引き下げになります。

また、5月31日には、衆議院厚生労働委員会で「生活保護法改正案」と「生活困窮者自立支援法案」が可決されました。

この「生活保護法改正案」で一番問題だと考えるのは、現在、口頭でも認められている申請が、原則、書類での申請に変わる点です。その中でも、扶養義務者から「扶養できない」という一札をもらって添付しなければならないというところです。

今でさえ、親兄弟や子供たち、また親類縁者に恥をかかせたくない、申請を控えている方達が大勢います。

保護を必要としている人の中で、実際に保護を受けている人の割合、捕捉率と言いますが、この捕捉率が日本では2割以下です。800万人以上が補助を受けられる水準なのに、受けていません。

捕捉率はイギリスでは90%、フランスでは91.6%で、これと比べ、いかに日本が低いか分かります。

今回の改正案が通れば申請をためらう人が、今以上に増えるのではないかと危惧されます。

また、「生活困窮者自立支援法案」では、今でさえ厳しい就労指導に拍車がかかるのではないかと、特に年齢の若い人ほど厳しい就労指導がなされるのではと心配です。

そもそも、申請理由の多くは健康を害して働けないというものです。健康な若者でさえ、ブラック企業に使い捨てにされ、精神を病む者もいるという昨今、面接に行って「前の職場をどうして辞めたんですか」と聞かれて「病気で・・・」と言った途端に、「お帰りください」というのが状況です。

働きたくても雇ってもらえない。しかたなく生活保護の申請にいたるという人が大勢います。

もとはといえば、派遣労働者を増やし、労働基準法の基準を引き下げ、安定した雇用を破壊してきたことや、社会保障を引き下げてセーフティーネットを壊してきたところに、生活保護受給者が増加した原因があるのではないかと考えるのですが、生活保護基準の引き下げ、「生活保護法改正案」「生活困窮者自立支援法案」この方向で、全ての国民は「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」とする、憲法25条が守

られるのか。この点について町長の見解を求めます。

次に、生活保護基準の引き下げが、他の支援制度に及ぼす影響についてお尋ねします。

国会では、厚労省が「影響をうける制度については、今すぐには答えられないが、3ヶ月に及ぶ」と答弁していましたが、奈井江町において、関連してくるであろうと予想される主な支援制度はどのようなものがあるか伺います。

また、子育て世帯への影響をできるだけ小さくするという観点から、国は、平成25年度の対応として、年度当初に要保護者として就学援助を受けていた者については、生活保護基準の見直し以降も、引き続き、国による補助の対象とするとしています。

そこで、生活保護を受けていない世帯で、町が経済的理由により就学が困難と認めた小中学生の保護者に対して、学用品などの支給を行う就学援助について、生活扶助費引き下げに伴う影響があるのか伺います。

最後に、就学援助以外の生活支援制度について、8月以降の見直しがあるのか伺います。

●議長

(11時07分)

町長。

(町長 登壇)

●町長

三浦議員の質問にお答えして参りたいと思いますが、まずは、生活保護費の引き下げについてでございます。

国は生活保護費のうち、生活費にあたる生活扶助を3年間で段階的に、今、三浦議員のおっしゃる通り、670億円、年末扶助を70億円引き下げる。また、衆議院で「生活保護法改正案」「生活困窮者自立支援法案」が可決されました。

関係者などから「セーフティーネットの崩壊に繋がる」という懸念を表明していますが、私の見解をとということでございますが、まず1点目の三浦議員ご指摘のとおり、2013年度予算成立によります生活保護費の引き下げについては、新聞報道でもあったとおり、国は今年8月から3年間で670億円、6.5%の生活扶助費削減、また期末一時扶助につきましては70億円の減額などを行う予定ということでございます。

現状把握している情報におきましては、高齢者で、わずかに増額となる場合もありますが、その他については、ほぼ減額となる見込みであります。

特に「夫婦と子供」の子育て中の世帯におきましては、引き下げ額が多い傾向となっております。また、期末一時扶助につきましては、現行、一人あたりの基準額に対しまして、乳児から高齢者まで、一律に人数倍した額を支給していましたが、世帯内で共通して消費される物もありますとの考え方から、単純な人数倍とはならない改正がなされるため、家族が多いほど、影響を受けることが予想される所でございます。

また、過日、衆議院で「生活保護法の一部を改正する法律案」及び「生活困窮者自立支援法案」可決されましたが、「生活保護法の一部を改正する法律案」については、就

労による自立の促進、健康・生活面等に着目した支援、不正受給対策、医療扶助の適正化がうたわれ、また、「生活困窮者自立支援法案」については、生活保護に至る前の生活困窮者の自立を支援し、セーフティネットを拡充するものであり、生活困窮者が増加する中で、早期に支援を行い、自立の促進を図るため、就労支援や自立支援に関する相談業務や住居を確保し、就職を容易にするための給付金支給など、貧困対策がうたわれております。

いずれも、貧困対策により、「保護から自立」を重視する政策であると考えておりますが、リーマン・ショック以降、経済、雇用情勢の悪化のために、働く意欲はあるのに仕事が無くて働けない人、失業から貧困に陥る現状があることから、雇用と就労支援や生活改善のためには、バランスのとれたセーフティネットの構築を国の責任において明確化し、最大限のサポートがあって、始めて生活困窮者の「貧困の連鎖の防止」が図られるものと考えます。

憲法第25条第1項については、「全ての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」と、この憲法の理念に基づきまして、生活保護法第3条では、「保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。」と謳われております。

生活保護制度につきましては、困窮者の生活を守るためのものとして作り上げたものでございまして、国民の誰でもが最低生活を送れることを保障するものであり、いわゆる最後のセーフティネットであります。

地方自治を守る観点から、この制度の現状維持に努めることが重要と考えますし、生活扶助費と期末一時扶助を引き下げるといった場合においては、国は、制度の本質を今一度、一考してほしいと私は考えているところでございます。

2点目の、生活扶助基準の見直しの影響を受ける質問については、国の制度は、内閣府をはじめ各省であるものの、「制度趣旨や目的、実態を十分考慮しながら、できる限り影響が及ばないように対応することを基本的考え方とする。」としています。

当町における生活支援制度の影響については、町民の生活に直結するもので言えば、上下水道料金や町営住宅の家賃減免、保育所入所料の負担階級区分の影響等が考えられます。

その他、生活保護基準を使用している制度がある中、地方単独事業については、国の考え方を理解した上で、各自治体において判断するように、との見解が出されている一方で、国からの具体論が出てきていないことから、今後とも、情報収集に努め判断して参りたいと考えているところでございます。

3点目の、就学援助の準要保護者への支援につきましては、児童生徒に係る就学援助の受給資格の基準は、世帯の構成員の所得の合計額が、生活保護法第8条の規定によりまして基準需要額については100分の130を乗じて得た額に満たない世帯を構成する保護者となっております。三浦議員のご指摘のとおり、平成25年8月から生活扶助費が引き下げられた場合には、基準需要額も引き下がることとなりますので、受給資格の基準を満たさなくなる可能性が考えられますが、まだ、改定後の生活扶助基準が明らかになっておりませんので、現在の受給者に影響があるものなのかどうか、まだ不明

なところがございます。

4点目の、「その他の生活支援制度、福祉灯油の助成等について、8月以降の見直しがあるのか」との、ご質問については、生活困窮者に与える影響がどの程度あるのか見極めながら、これらについて判断して参りたいと考えているところでございます。

いずれに致しましても、高齢者や低所得者が多い過疎の小さな町において、住民生活や地方自治へ影響を及ぼすものがあれば、町村会や道などと相談しながら、国に向けて、主張すべきことは主張して参りたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいとお願い申し上げます。

以上、答弁と致します。

●議長

(11時14分)

3番三浦議員。

●3番

私の所に、生活保護の申請に行く時に「付き添ってもらえないか」という相談があって、いつになるのかなと、ちょっと待っていたんですけども、その方が、突然来て、「実は今日、申請してきました、一人で」というふうに、お話したので、「どうしてそういうことになったの」と聞きましたら、国民健康保険証の更新に行ったら、国民健康保険料が払われていないと。それで、「どうして払えないんですか」というふうに聞かれたということなんです。

それで、生活がこれこれこういうふうに変なんだということをお話したら、すぐに生活保護の係の所に連れて行ってきて、係の方が「この状況なら、すぐ申請出来ますよ。今、しますか」とお話ししてくれたので、たまたま、ハンコも持っていたし、貯金通帳もその時持っていたので、今日、できてしまったんです。っていう話だったんですね。

このようにですね、一般の町民にとっては保護の申請に行くということが、すごくハードルが高いというか、敷居が高いというか、大変な思いしながら来るんだと思うんですけど、その時に、窓口で、きつい言い方をされたりすると、もうそれでも二度と行けなくなってしまうということになるんだと思うんですね。

国連で、今年、日本の経済社会的及び文化的権利に関する委員会で、日本の生活保護制度について、日本が報告をしたものに対して、総括所見ということで、勧告が出ているんですけども、この会議は4月29日から5月17日に行われたそうですけれども、その中で、国民年金に、最低年金保障を導入するよう、締約国、つまり日本に対して求めた前回の勧告を改めて繰り返す。というふうに言っています。

それから「生活保護の申請手続きを簡素化し、かつ、申請者が尊厳をもって扱われることを確保するための措置をとるよう求める。」また、「生活保護につきまとうスティグマ、差別的な烙印を解消する目的で、締約国が住民の教育を行うよう勧告する」というふうに勧告が出ています。

この点では、奈井江町の窓口といいますか、申請を受理するかどうかは、振興局で決

めることですが、今後、生活保護法が改正されて、申請に書類が必要だというようなことになると、ますますもってハードルが高くなって、ますますもって窓口の職員の対応が重大な責任を持つことになると思うんですね。

もし、生活保護にこれは至らないなというケースであっても、別の保護に繋げるとか、そういうことにも目配りしていかなければならない状況になると思うんです。

そういう点で、現在、私が、何人かなんですけれども、保護の申請の時に、付き添いで来た時、町の職員の態度といいますか、大変丁寧で保護申請に来た人を侮辱するとか、それから、もう、こんなことだったら保護申請しないでおこうとか、そういうふうにするようなことが全くありませんでした。

本当に、保護必要な人に必要な保護が行き渡るように速やかに処理をしてくれたというのが私の印象です。

ただ、先ほども言いましたように、保護法が変わりますので、今後ますます町の職員の方々の力量を高めて頂かなければならないと思うんですが、この点につきまして、町長の見解を伺いたいと思います。

●議長

(11時20分)

町長。

●町長

今、お話が、窓口対応のお話がありました。

そして、今回、いわゆる生活保護者をはじめと致しまして、これらの法律が変わってくる。従ってですね、先ほど、お話ございましたように、書類を添付しなければいけないということも含めてですね、扶養者としてのですね、扶養出来ないという一札を貰ってこいと、扶養義務者からですね、こういう、ご質問の中でありまして、こういうふうに変わってくると、非常に窓口対応も厳しくなってくるということも事実でございます。

今ほど、ご案内ございましたように、町の職員は、大変親切丁寧で、きちっと理にかなったことをして頂いている。こういうお褒めの言葉を頂いたところで、これは当然、住民の立場に立ってやるのは当然のことでございますから、今後も、そういう姿勢で臨みたいと。

ただ、法律がそういうふうハードルが高くなるということについては、私どもも、地方自治の観点からいきまして、当然のことながら、これらについては、問題ありきというふうに捉えているところでございますので、ご理解を賜りたいと。

以上、答弁と致します。

●議長

(11時22分)

3番三浦議員。

●3番

今、町長の答弁のように、町の職員の方々の立場も分かるんですが、それでも、やは

りなんとか、住民の立場に立ってですね、ことを運んで頂けるよう、お願いしてこの質問を終わります。

次に、放射線量の継続的な測定について質問します。

昨年3月の総括質問で「町民の健康づくり」という観点から、モニタリングポストを設置すること。町民にも貸し出しできる簡易測定器を町として準備しておくこと。食品の放射能汚染が測れる装置を準備する必要があるのではないかと質問しました。

答弁は、放射線量については、空知振興局で定期的に測定しているので、それを参考にしたい、食品の汚染度を測るには高額な機械が必要で、町としては難しいということでした。

しかし、今年4月に奈井江原水協で放射線量を測定して、その結果を奈井江民報で報告したところ、多くの町民から反応がありました。

特に、小さいお子さんがいる保護者の関心が高いことも分かりました。

また、下水道処理場から出るコンポストや町の雪捨て場はどうなのかという質問が多かったので、先日、測定して、これも奈井江民報で報告したところであります。

新聞で、岩見沢の測定結果は、道新ですけれども、見る事が出来るんですが、奈井江町では一体どうなんだというのが町民の関心事です。

したがって再度、奈井江町の測定値を定期的に測り、公表する事について質問します。

まず第1に、測定結果への反応からみて、町民の関心が高く、また不安も大きいということが言えると思います。したがってこの不安を解消するというのが、まず大事だと考えています。

2つ目に、測定してみて分かったことですが、場所によって数値が大きく変わるということでした。

線量の高い所が分かれば、そこを避けて被害は少なくなります。

つまり、身近な所にあるホットスポットを知り、それを避けて生活することを可能にするためには測定が必要です。

特に、小さいお子さんは放射線の影響を受けやすいので、これは大事なことだと思います。

3番目に、奈井江民報で報告した時に「福島の影響はあるのか」という質問をよく受けました。

事故前のデータと比較することはできません。測っていないので。ですが、大きな屋根の雨水が落ちる場所は、全て高い数値を示しました。

自然放射能ではこのようなことは起きませんので、奈井江町内でも福島の影響があるという証拠になります。

また、泊発電所の風下に位置する中空知では、今後の事故に備えて、継続的な測定で日常的なデータを蓄積しておくことが大事だということも分かりました。

4番目に、測定やその結果を報告することで、放射能への関心がさらに高まり、理解も深まるということでした。

「ところで奈井江は安全なのか危ないのか」という質問も多く受けましたが、安全か危険か判断するのは町民一人一人だということでした。

科学者や医者の間でも意見は分かれています。ですから、その数値をどうみるかは今のところ一人一人の判断という事になります。

その判断材料として、できる限りの情報を提供し、町民の判断の基準にしてもらうことが大事だと考えます。

最後に、放射能の問題は熱しやすく冷めやすい国民性では済まされません。

福島原発事故については、今も汚染水が溜まり続けている進行形の問題です。

測定や結果の報告によって原発事故や放射能への関心が薄れるのを防ぐことができると考えます。

以上の理由で、放射線量の継続的な測定と公表が必要だと考えますが、この点について町長の考えをお尋ねします。

次に、測定器の購入についてですが、精密度によって、価格も様々です。

町での購入が難しいなら近隣市町村と共同で購入するとか、予算をつけるよう道や国に働きかけることができないか、この点についても伺います。

●議長

(11時27分)

町長。

●町長

三浦議員の2点目の質問でございますが、放射線量の継続的な測定についてということの質問でございますが、東日本大震災に被災された福島の第一原子力発電所の事故によりまして、避難を余儀なくされた方々が、今なお、多くおられます。私も大変、心を痛めておりまして、改めてお見舞いを申し上げるところでございます。

北海道内でも、三浦議員のご心配されておりますとおり、目に見えない放射性物質への不安をお持ちの方がいることも、私も承知致しているところでございます。

そこで、「放射線量の継続的な測定」と「測定器の購入」について申し上げますが、北海道では、福島原発の事故以降、放射能の影響を把握するため、各総合振興局におきまして空間放射線量率のモニタリング等を毎日、実施致しているところでございます。

調査結果では、各地点において、「概ね事故前の平常時と、同等レベルで推移している」とのデータが示されております。

また、これらの結果については、北海道のホームページにおいて毎日、公表されているほか、連日、新聞紙上でも報道がなされておりました、道民、誰もが、いつでも確認できるよう、公表されていることを、これは事実でございます。

この問題については、奈井江町だけの問題でなく、町単独で測定するのではなく、全道ごとと振興局ごとに地域の範囲を広げてもらい、機会あるごとに全体をどう見ていくのか、振興局と意見交換をして参りたいと。

また、町と致しまして安心、安全を第一に考え、町民の不安を解消するため、様々な意見を聞きながら最大限の努力をして参りたいと考えております。

現在、公表されている北海道のデータが、「いつでも、誰でも、確認することができる」といった点について、広報誌を通じながら町民に周知して参りたいと考えておりま

す。

このことについては、実は、ずいぶん、内部で議論させて頂きました。

2日間にわたりました。

私の意見も含めてですね、幹部職員と担当職員も含めて、色々と議論を。ただ、今、調査しているのはどこだと聞きますと、岩見沢の振興局の敷地内ということですね、報告を受けているところでございます。

それだけで全てが分かるものではない。

したがって、今後の対応と致しましては、今、ご指摘ありました、測ってみたらそうでないよと。実態は、雨が降っているその中では、放射線量多いというご指摘もあります。

そういうことも含めて、北海道と、振興局というよりも北海道として、道としてですね、やはり、幅広い観点から岩見沢市だけでなく、全て、全体を、それこそスポット的に捉えながら、空知全体がどうあるかということも含めてですね、計測するというのも大切なことでないかなと、こういう思いの中で意見が内部で統一されたところがございます。

いずれにせよ、奈井江町だけで、単独で測定器を買ってですね、それで、奈井江町単独でこうだよと、危険だと、あるいは、安心だよということは、町として発表するわけには、なかなか出来ないと思います。

したがって、そういうことからみますと、北海道が、今の提案の中にもありましたけれども、もっと、広めながら安心安全をどういうふうに確保するかということも含めて、私どもは意見交換しながら、振興局を含めて道にもその話をして参りたいと、こういうふうに考えているところでございますので、ご理解を賜りたいと。

ただ、町単独で、先ほど申し上げましたように、モニタリングするだとか、測定器を買うということについては、今のところ、言及するところでないんでないかと、全体でやはりやるべきでないかと、こういうふうに思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

●議長

(11時32分)

3番三浦議員。

●3番

放射線は目に見えないので、不安が募ると、本当に心配になっていくんですね。

例えば、今回測った時にも滑り台の昇り口の地面と降りてきた所の下の地面とでは違うんですね。

だから、滑り台のこのスロープの所を雨水が多分、流れてそこに落ちるので、そこが高くなっているのではないかと判断しているわけです。

それから、この間、下水道処理場に行って、測ったんですけれども、あそこのコンポスタの近くは0.3から0.4後半ぐらいだったんですね。

すみません、0.03から0.04です。

ところが、建物に入った所では、0.09もあったんです。

それで、ちょっとびっくりしたんですね。

そういうふうに、本当に放射能というのは、この議会の会場があるとしましたら、そこここでも違うという感じで、本当にバラバラだというか、それから、測っていると数値が上がったり下がったりするんですね。ですから、凄く不安定なんですね。

そのことで、専門家の先生に聞いたら、それが放射能というものですっていうふうにお話しされたんですけども。

ですから、本当に不安は本当に不安です。

ですから少しでもその不安を解消するということを進めていきたいなということです。

ただ、数値をもって、安全ですというのは、ものすごく危険なことだと思うんですね。第2、第3の安全神話を作ってしまうことになると思いますので。

だから本当に個人個人一人ひとりが判断しなければならないことなので、そういうことに対する啓蒙も本当に必要なのではないかなというふうに思います。

あとからですね、あの時こうしておけば良かったというふうにならないように、よろしくお願ひしたいと思います。

以上で質問を終わります。

●議長

(11時35分)

町長。

●町長。

今、再質問でございますが、質問のあった内容についてはですね、測る所、測る所、バラバラだというお話は、奈井江町だけで測ってですね、奈井江町はこういうデータ出ている。誰も住まなくなることも考えられます。そういうことも考えるんです。

軽率に、それはやるべきでない。

私もそのとおり、思います。

ただ、北海道全体で、それを見る、なんの影響か、チェルノブイリの影響か、あるいは福島原発の影響か、こういうことも、根拠をやはりつめていかなければならない。

私も科学的なことは分かりません。素人でございます。

したがって、こういったデータも含めてですね、安全安心ということを通じながら、北海道と意見交換をしていきたい。

要請するというよりも意見交換をしながら、理解を深めながら、いくことが非常に大切なことだと。それと、やはり3.11というのを、これを風化させないということも非常に大切なことの1つだと、こういうふうに思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上、答弁と致します。

●議長

三浦議員。

● 3 番

改めて、これで質問を終わります。

● 議長

( 1 1 時 3 7 分)

以上で、三浦議員の一般質問を終わります。

---

( 3 . 6 番森議員の質問・答弁)

( 1 1 時 3 8 分)

● 議長

6 番森議員。

( 6 番 登壇)

● 6 番

第 2 回定例会、出席大変ご苦労さまです。

私は、教育長に大綱 1 点だけ質問を致したいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

萬教育長は、この 4 月に教育長になられてから、初めての定例会だと思っております。

本当に出席大変ご苦労さまでございます。

4 月に教育長になられたということで、前教育長の教育行政執行方針に沿って教育行政を進めることと思っておりますが、私は、まちづくりをしていく中において、教育の果たす役割は大変重要になってくると思い、教育長に質問を致したいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

近年、少子高齢化の中において、より一層核家族化が進んでいるのが現状でございます。

こうした中において、特に、自由人という人も増えているのも事実であります。

このような人たちは、決まった職にもつかず、職も安定していない現状から、なかなか結婚もしないような現状であります。

すべてが、このような人たちばかりではありませんが、結婚の晩婚化や、結婚を望まない人も出てきているのも現実であります。

このような様々なことが重なり合っていることではあります。また、奈井江町ばかりだけではなく、生産人口が確実に減り続けている現状があります。

私は、議員になった時から、活力あるまちづくりを進めるには、教育の果たす役割は大変重要なものがあるのではないかと、教育に関して質問をして参りました。

北町長もよく言っておられます、まちづくりは人づくりと、人を作ることによって町は出来るとおっしゃっておられます。

私も同じような考えであります。

奈井江町の再生は人づくりをする事によって再生は出来るものと、私は考えているもの一人でございます。

教育力の向上をはかることによって、活力あるまちづくりをしていくべきだと思い、教育長に、町づくりを担う教育のあり方についてお伺いをしたいと思っております。

よろしく申し上げます。

●議長

(11時40分)

教育長。

(教育長 登壇)

●教育長

只今、森議員よりご質問のございました、まちづくりを担う教育の基本的考え方ということでご質問ございまして、お答えを申し上げたいと思っております。

教育長を拝命いたしまして、3か月弱というふうになりますけれども、日に日に、その重責を感じているというところでございます。

本年度は、先ほど申し上げましたとおり、旧江南小学校と旧奈井江小学校を統合し、新設奈井江小学校がスタート致しました。

まさに、今年は、本町の初等教育にとりまして、歴史に残る年でございます。

今後、統合による優位性を最大限に発揮できますよう、学校長をはじめ教職員、関係各位とともに努力していく所存でございます。

本町は、全国に先駆けまして、「子どもの権利に関する条例」を制定し、子どもの人権と権利を尊重、子どもが参加するまちづくりを推進してございます。

現在、子どもを取り巻く環境は、誠に厳しいものがあります。

連日のように虐待・いじめ・体罰等の報道がなされているということでございます。

子どもの権利や人権が大きく揺らいでいる状況の中にあって、本条例の意義は誠に大きく、今後とも、この条例の目標に向かって努力していかなければならないというふうを考えてございます。

一昨年、「教育ビジョン」を策定し、本町が目指す教育の基本理念や施策の方向性について、お示しをさせて頂いております。

本年度の「教育行政執行方針」にもありますとおり、教育ビジョンの目標の達成に向けまして、家庭・学校・地域が、一体となりまして、子どもたちの成長を支える教育を目指すというものでございます。

学校教育は、子どもが主人公、それから、生涯学習や文化振興は、町民各位が主人公ということ肝に銘じまして、教育行政の推進に努力して参りたいというふうに考えてございます。

議員各位・町民各位のご指導・ご鞭撻を切にお願い申し上げまして、答弁とさせて頂きたいと思っております。

●議長

(11時43分)

6番森議員。

●6番

只今の教育長の答弁は理解したいと思っております。

その中において、教育長の今、答弁の中に、統合の優位性を図りながらというお話が出てきました。

この春、江南小学校と奈井江小学校が統合致しまして、新奈井江小学校が出来ているんですけども、そういった意味で、その優位性を図っていくという考えなのかなという思いがしますけれども、是非、このことについては、その優位性を図って頂きたいと思っておりますけれども、優位性とは、教育長が考える中において、どのような考えをもっておられるのか、その点について、もう一度お聞きたいと思っております。

●議長

(11時44分)

教育長。

●教育長

森議員のご質問にお答えを申し上げたいと思っておりますが、統合に伴う、優位性を最大限に発揮をしてということに対して、具体的にどのようなものがあるかというようなご質問かと思っております。

統合の優位性というのは、まず1つが、適正規模による学校経営、これにつきましては、統合で実現をさせて頂いたというふうに考えてございます。

もう1つ大きなものということで考えをさせて頂いておりますのは、町内で2校ありました小学校が1校になったということに伴いまして、中学校との連携がより強化され、出来る環境になったのかなというふうに考えてございます。

これに伴いまして、一昨年策定を致しました教育ビジョンの中にも記載してございますが、小中一環的教育の実現の環境が整ったということも言えるというふうに考えてございます。

小中一環教育というのは、議員ご存じの通り、義務教育9年間、一貫してですね、児童の発達に応じて、教育もしくは生活指導等が出来るといいますか、実現できるというものでございます。

これについては、色々な方法があろうかと思いますが、一貫校といいますと、私のイメージ、ここくる前のイメージでいきましたら、校舎を一緒にするだとかいう部分がありますけれども、私ども、目指すのは連携型という部分でございまして、例えば、学校間の情報等の共有化、もしくは、教師との交流、これは例えば小学校の教師が、中学校の授業に参画、もしくは中学校の教師が小学校に参画等を目指すというのが、私どもの教育ビジョンの考え方というふうに認識をさせて頂いております。

ただ、これにつきましては、なかなかやはり、課題といいますか、大きな課題があるかと思っております。

すぐ実現するというふうにも認識は、私としては、今、しなければならぬかもしれないかもしれませんが、してはおりませんが、これに向けてですね、努力をして参りたいというふうにご考えてございますので、この点ご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

●議長

(11時46分)

6番森議員。

●6番

今、再質問に対しての答弁は分かりました。

先ほど、最初に言いましたように、教育力を上げることが、私はまちづくりに繋がっていくものだと信じております。

是非、今、言ったことも重要だと思います。

そういうことも考えながら、取り組んで頂きたいと思っておりますし、今後、奈井江町で本当に教育を受けたいんだと、そういったまちづくりを目指して取り組んで頂ければありがたいかと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上、私の質問と致します。

●議長

以上で、森議員の一般質問を終わります。

昼食のため、1時00分まで暫時休憩と致します。

(休憩)

(11時47分)

---

## 日程第6 報告第1号の上程・説明・質疑

(12時59分)

●議長

休憩前に引き続き、会議を再開致します。

日程第6、報告第1号「平成24年度奈井江町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

定例会のご出席、ご苦労さまでございます。

議案書の1頁をお開き下さい。

報告第1号「平成24年度奈井江町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について」

平成24年度奈井江町一般会計予算の繰越明許費は、次のとおり翌年度に繰越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

平成25年6月18日提出、奈井江町長。

この計算書は、先の議会によりご決定を頂きました5つの事業の翌年度繰越額が確定したことに伴い、報告をするものであり、過疎集落等自立再生緊急対策事業691万9千円、農業体質強化基盤整備促進事業2,477万円、地域活性化ホール建設事業3億804万7千円、公営住宅屋根葺替工事510万円、奈井江中学校耐震補強工事8,599万5千円となっております。

これらの経費の合計4億3,083万1千円に必要な財源につきましては、国庫支出金等の特定財源4億2,345万円、一般財源738万1千円となっております。

以上、報告致しますので、ご承認下さいますよう、よろしくお願いを致します。

●議長

以上、報告事項ですが、特に質疑があれば発言を許します。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

報告第1号を報告済みと致します。

---

**日程第7、報告第2号の上程・説明・質疑**

(13時01分)

●議長

日程第7、報告第2号「奈井江町第5期まちづくり計画「後期実施計画」の変更について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の2頁をお開き下さい。

報告第2号「奈井江町第5期まちづくり計画「後期実施計画」の変更について」

奈井江町第5期まちづくり計画「後期実施計画」の変更を行ったので、次のとおり報告する。

平成25年6月18日提出、奈井江町長。

別冊でお配りをしておりますので、詳細につきましては、担当課長から説明させます。

よろしくご承認下さいますよう、お願い申し上げます。

●議長

まちづくり課長。

●まちづくり課長

改めまして定例会出席、大変お疲れさまでございます。

それでは、報告第2号について、説明をさせていただきますので、定例会資料の1頁をお開き下さい。

今回の変更につきましては、現状と課題のほか、各種事務事業に係る整理、変更を行うものでございます。

変更の内容につきましては、主要項目の説明を致しますが、黒い四角記号の1番目、現状と課題の該当ページ6では、「老朽化した橋梁についても、早急な整備が必要である」との文言を追加してございます。

該当ページ23では、障がいへの理解を深めるなど、おもいやり障がい福祉条例の制定に伴う変更をしております。

定例会資料の2頁にわたります、四角記号の2番目、「実施項目」においては、『老朽化した橋梁の改修工事の実施』や『やすらぎの家の特殊浴槽の更新』『おもいやりの障がい福祉条例の基本理念に伴うガイドブックの作成や就労支援』また『社会教育センター駐車場の改修』『京極地区の道営土地改良事業の実施』の5項目について新規に掲載を行ったほか、事業年度の見直し等、8項目についての変更を行ってございます。

なお、今回の報告に基づきまして、改訂を行った計画書については、別冊にて配布をさせていただきますので、後ほどご覧頂きたいと存じます。

以上、「奈井江町第5期まちづくり計画後期実施計画の変更について」説明をさせていただきます。

よろしくご審議の上、ご承認下さいますようお願い申し上げます。

●議長

以上、報告事項ですが、特に質疑があれば発言を許します。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

報告第2号を報告済みと致します。

●議長

日程第8、報告第3号「専決処分の報告について（損害賠償額の決定）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

（副町長 登壇）

●副町長

議案書3頁をお開き下さい。

報告第3号「専決処分の報告について」

地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決において指定されている事項について次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成25年6月18日提出、奈井江町長。

記と致しまして、1. 賠償の相手方、小島、2. 事故の概要、平成25年2月20日午前10時55分頃、秩父別町1544番地先の信号のない交差点で、公務出張中の教育委員会事務局職員が運転する本町所有の普通乗用車が交差点に進入しようとしたところ、左方向から直進してきた相手方乗用車がこれを避けようとして、路肩に衝突した事故であります。

和解内容につきましては、相手方に対し、本件事故による賠償額18万4,711円のうち、過失割合に相当する13万8,533円の支払い義務があることを認め、和解が成立したものであります。

損害賠償額は今申し上げましたとおり13万8,533円。

専決処分を行った日は平成25年5月13日であります。

よろしくご承認を頂きたいと思いますが、この後、報告第4号、第5号それぞれについて、専決処分をさせて頂いたところですが、職員一同、交通安全により一層心がけて事故のない方向で対応していきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

●議長

以上、報告事項ですが、特に質疑があれば発言を許します。

（なし）

●議長

質疑なしと認めます。

報告第3号を報告済みと致します。

---

## 日程第9、報告第4号の上程・説明・質疑

(13時06分)

### ●議長

日程第9、報告第4号「専決処分の報告について（損害賠償額の決定）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

### ●副町長

4頁をお開き下さい。

報告第4号「専決処分の報告について」

地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決において指定されている事項について次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成25年6月18日提出、奈井江町長。

記と致しまして、賠償の相手方は萬さん。

事故の概要は、平成25年2月28日午前10時27分頃、字奈井江12番地先の信号のない交差点で、委託職員が運転する本町所有の乗合自動車が交差点に進入しようとしたところ、凍結路面上でスリップし、右方向から進入してきた軽自動車と接触した事故であります。

和解内容につきましては、相手の賠償額18万円のうち、過失割合6割に相当する10万8千円の支払い義務があることを認め、和解となったものであります。

損害賠償額は10万8千円で、専決処分の年月日は平成25年5月20日であります。よろしくお願いを申し上げます。

### ●議長

以上、報告事項ですが、特に質疑があれば発言を許します。

(なし)

### ●議長

質疑なしと認めます。

報告第4号を報告済みと致します。

---

## 日程第10、報告第5号の上程・説明・質疑

(13時08分)

### ●議長

日程第10、報告第5号「専決処分の報告について（損害賠償額の決定）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

（副町長 登壇）

●副町長

議案書の5頁をお開き下さい。

報告第5号「専決処分の報告について」

地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決において指定されている事項について次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成25年6月18日提出、奈井江町長。

記と致しまして、賠償の相手方は、志賀さん。

事故の概要は、平成25年4月30日午後7時00分頃、字チャシュナイ1037番地131地先の町道において、相手方所有の普通乗用車が道路の穴に気づかず直進したところ、衝撃で車両左前方及び後方のタイヤを損傷した事故であります。

和解の内容は、相手方の一切の損害額15万9,600円の支払い義務があることを認め、和解が成立したものであります。

損害の賠償額は今申し上げました15万9,600円。

専決処分の年月日は平成25年5月21日であります。

以上、報告させていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

●議長

以上、報告事項ですが、特に質疑があれば発言を許します。

森岡議員。

●5番

専決処分と賠償額等についてのことに関しては意見はないんですけども、この案件、今までの、前の2つはちょっと致し方ない、滑ったとかね、そういう不注意ではなくて、致し方ない部分があると思うんですけども、これは、道路に穴が開いていたということで、もしかしたらこれ以外の方もそういうことあったかもしれないけれども、この事態が発覚した時に、近隣また町内含めてね、危険箇所等のチェックはされたのかどうか、その部分について1点、質問させていただきます。

●議長

まちなみ課長。

●まちなみ課長

只今の森岡議員のご質問にお答えしたいと思います。

今回の報告第5号の専決処分の事故におきましては、今回の穴は、雪解け後に発覚した穴で、一度補修を行った箇所でありまして、町でも発見した時には随時、補修を行っておりました。

今回、連休の前半ということもありまして、当日、雨が降ってですね、水たまりもあって我々も、穴があることは承知しておりませんでしたけれども、今回、こういう事態に陥ったということで、今回の事故起きて、あと、全町ですね、パトロールも行いまして、小さな穴から大きな穴まで、破損につきましては、補修を行い、また、監視もしているところでございます。

これからも、このような事故がないようなパトロール体制を取りたいと思いますので、よろしくをお願いします。

●議長

他にございませんか。

(なし)

●議長

質疑を終わります。

報告第5号を報告済みと致します。

---

**日程第11 議案第1号の上程・説明・質疑・討論・採決**

(13時12分)

●議長

日程第11、議案第1号「平成25年度奈井江町一般会計補正予算(第2号)」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

6頁をお開き下さい。

議案第1号「平成25年度奈井江町一般会計補正予算(第2号)」

平成25年度奈井江町の一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,000万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億1,068万3千円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

地方債の補正、第2条、地方債の追加は、第2表、地方債補正による。

平成25年6月18日提出、奈井江町長。

次の頁をお開き下さい。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入、15款道支出金700万1千円を追加し2億9,961万3千円、17款寄附金99万9千円を追加し100万円、18款繰入金1,143万6千円を減額し2億8,137万7千円、19款繰越金6,144万1千円を追加し6,144万2千円、20款諸収入2千円を減額し8,410万8千円、21款町債200万円を追加し5億480万円、歳入合計6,000万3千円を追加し49億1,068万3千円。

歳出、1款議会費47万7千円を減額し4,238万7千円、2款総務費5,175万7千円を追加し3億7,222万9千円、4款衛生費11万9千円を追加し6億3,794万1千円、6款農林水産業費907万6千円を追加し3億4,707万5千円、7款商工費119万7千円を追加し1億597万4千円、8款土木費208万1千円を減額し5億4,414万5千円、12款職員費41万2千円を追加し6億8,903万8千円、歳出合計6,000万3千円を追加し49億1,068万3千円。

第2表、地方債補正。

起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法の順で申し上げます。

一般廃棄物処理事業債200万円、普通貸借又は証券発行。4.0%以内。ただし、利率見直し方式で借入れる資金の利率見直しを行った後については、当該見直し後の利率による。政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

補正予算の内容について歳出からご説明を致します。

13頁をお開き下さい。

議会費、その他議会運営に要する経費では、事業費支弁の精査を行い、臨時事務員社会保険料賃金で合わせ47万7千円の減額計上。

総務費の総務管理費の地域振興基金では、ご寄付による積立金99万9千円の追加計上。

徴税費の賦課徴収費では、地方税電子申告システム導入委託料75万8千円を追加計上。

衛生費、保健衛生費の保健衛生総務費では、病院事業会計繰出金、医療総合情報システム整備に係る繰出金として11万9千円を追加計上致しております。

清掃費のし尿処理費では、財源の振り替えを行っております。

15頁。農林水産業費、農業費の農業振興費では、農業振興に要する経費として、国の後継者育成・新規就農支援策に対応し、青年就農給付金事業補助金で450万円を追加計上。

環境保全型農業直接支払交付金に要する経費として、制度改正による交付対象の拡充

に対応し342万1千円を追加計上。

農地費の農業経営高度化支援事業に要する経費では、事業費精査による組み替え等により、一般職給料34万1千円を減額計上、共済費で一般職共済費、臨時職員社会保険料合わせて6万6千円を減額計上、臨時職員賃金で39万2千円を追加計上、コピー用紙ほか消耗品費で5万円を追加計上するなど、合わせて3万5千円を追加計上致しております。

農業構造改善センター費では、雪害による大研修室トップライトペアガラス修繕料で112万円を追加計上致しております。なお、財源につきましては、町村会の建物災害共済の手続きをとる予定であり、確定後、災害補償保険収入の精査をさせて頂くことと致します。

商工費、商工業振興費では、交流プラザみなクルの管理運営に要する経費として、準備室長及び施設長報酬で55万円、施設周辺の交通安全対策に必要な歩行者通路車止め、敷地内標識などの消耗品費64万7千円の、合わせて119万7千円を追加計上致しております。

17頁。土木費の、都市計画費の下水道費では、下水道事業会計における繰越金の確定による繰出金の見込み精査を行い208万1千円を減額計上。

職員費の職員給与費では、財源の振り替えを行ったほか、事業費支弁の精査によって、一般職給料34万1千円、共済費7万1千円、合わせて41万2千円を追加計上致しております。

次に、歳入について説明致します。

11頁をお開き下さい。

道支出金、道補助金の農林水産業費道補助金では、環境保全型農業直接支払交付金171万円、青年就農給付金事業補助金450万円を追加計上。

電源立地地域対策交付金では、交付金の確定により79万1千円を追加計上致しております。

寄附金では、株式会社櫻井千田様のご寄附により99万9千円の追加計上。

繰入金、基金繰入金の過疎地域自立促進特別事業基金繰入金では、医療総合情報システム整備に係る見込み精査を行い11万9千円を追加計上。

繰越金では、前年度からの繰越金6,144万1千円を追加計上。

諸収入の雑入では、事業費支弁精査による、臨時事務員社会保険料本人負担分2千円を減額計上。

町債、一般廃棄物処理事業債では、石狩川流域下水道組合が事業実施主体で行う、MICS（ミックス）事業による污泥等処理施設建設に係る事業効果促進事業単独分について起債充当が可能となったことから200万円を追加計上致しております。

以上における歳入歳出の差6,155万5千円につきましては、歳出予算13頁、総務費の北海道市町村備荒資金組合負担金として2千万円、奈井江町役場庁舎整備基金に3千万円の積立てを行ったほか、11頁、歳入予算における財政調整基金繰入金を1,155万5千円減額し、収支の均衡を図ったところであります。

以上、補正予算の概要について説明致しましたので、よろしくご審議の上、ご決定を

お願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を一括して行います。

6番森議員。

●6番

16頁のところにあります農業振興に要する経費のところの450万円の追加のことでちょっとお伺いしたいと思います。

これは、青年就農給付金ということで、450万、国から来て、交付されることになるんですけども、これは若者に就農させるという活動の補助金みたいなことだと思いますけれども、この補助金には準備型とそれから経営開始型という2つがあるんですけども、この場合のやつは、この準備型なのか経営開始型なのか、それと合わせて、多分1人150万ずつ年間補助されると思います。

行政報告の中で、町長も国に要請されたというお話なんですけれども、そういったことが150万円ということは、簡単に言うと3名の申請があったのかなという思いがしますけれども、取り組みの内容も分かれば教えて頂きたいと思いますので、よろしくお願い致します。

●議長

ふるさと振興課長。

●ふるさと振興課長

只今の森議員のご質問にお答えをして参りたいと思いますが、農業振興に要する経費は、只今ご指摘の通り青年就農給付金の給付でございまして、農協との事前の調査等も含めて希望が今3名上がってございまして、これは経営開始型ということで、ございませぬ。

それぞれ、今、この給付に対応出来るかどうかということで、各対象者との聞き取り調査を行ってございます。

それぞれ今20代の方でございまして、親元で農地を引き継ぐなり、また借入を行うだとか、そういった形で一定条件を目指して営農したいという考え方で今、進めているものでございます。

●議長

森議員。

●6番

今の課長の説明で、経営開始型で取り組むということでありますね。

是非、これすごく素晴らしい良いことだと思いますので、なかなかこれ、周知徹底は

どのようにされているのか、その辺をもう一度確認させて下さい。

●議長

ふるさと振興課長。

●ふるさと振興課長

先ほども少し申し上げましたが、今、特に親元で就農をされていて、将来この制度が特に独立をして、農業経営者になることに強い意志を持っているというようなことが、理念となつてございますので、そういった部分、客観的に農協さんとも状況を把握させて頂いて、年度当初においては5名程度いるんじゃないかというようなことで把握をさせて頂いて、道に対してはそういった要望もしてございました。

その中でそれぞれあたって、個々にあたっていく中で、今回3名というような意思があるということでございますので、今後も、それぞれ周知、農協も通じてですね、周知も行いながら、制度が有意義に活用されるようにして参りたいというふうに考えてございます。

●議長

他にありませんか。

(なし)

●議長

ないようですので、質疑を終わります。  
討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。  
議案第1号を採決します。  
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。  
本案は、原案のとおり可決されました。

---

●議長

日程第12、議案第2号「平成25年度奈井江町国民健康保険事業会計補正予算（第1号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

20頁をお開き下さい。

議案第2号「平成25年度奈井江町国民健康保険事業会計補正予算（第1号）」

平成25年度奈井江町の国民健康保険事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

平成25年6月18日提出、奈井江町長。

次の頁をお開き下さい。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入、4款繰入金624万3千円を減額し6,635万5千円、5款繰越金624万3千円を追加し624万4千円、歳入合計、補正の額に変更はありません。合計額が2億3,610万円であります。

補正の内容についてですが、歳入の繰越金で、前年度からの繰越金624万3千円を追加計上致しております。

これに伴い、繰入金で繰越金と同額を減額計上し収支の均衡を図ったところでありますので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を一括して行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第2号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

---

日程第13 議案第3号の上程・説明・質疑・討論・採決

(13時28分)

●議長

日程第13、議案第3号「平成25年度奈井江町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

23頁をお開き下さい。

議案第3号「平成25年度奈井江町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」

平成25年度奈井江町の後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ27万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,342万1千円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

平成25年6月18日提出、奈井江町長。

次の頁をお開き下さい。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入、4款繰越金27万1千円を追加し27万2千円、歳入合計27万1千円を追加し9,342万1千円。

歳出、2款後期高齢者医療広域連合納付金27万1千円を追加し9,309万2千円、歳出合計27万1千円を追加し9,342万1千円。

補正の内容につきましては、歳入の繰越金で前年度からの繰越金27万1千円を追加

計上し、歳出では後期高齢者医療広域連合納付金として、同額を追加計上したものであります。

以上、補正予算の概要について説明致しましたので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を一括して行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第3号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

---

**日程第14、議案第4号の上程・説明・質疑・討論・採決**

(13時30分)

●議長

日程第14、議案第4号「平成25年度奈井江町下水道事業会計補正予算(第1号)」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

28頁をお開き下さい。

議案第4号「平成25年度奈井江町下水道事業会計補正予算（第1号）」

平成25年度奈井江町の下水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

平成25年6月18日提出、奈井江町長。

次の頁をお開き下さい。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入、3款繰入金208万1千円を減額し2億5,522万1千円、4款繰越金208万1千円を追加し208万3千円、歳入合計、補正額がありませんで、歳入合計が5億3,800万円であります。

補正の内容につきましては、前年度からの繰越金208万1千円を追加計上し、これに伴い、繰入金で一般会計繰入金を同額減額計上し、収支の均衡を図ったところであります。

また、歳出において、歳入の補正に伴いまして、公債費元金の財源の振り替えも行っております。

以上、補正予算の概要について説明致しましたので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を一括して行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第4号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第15 議案第5号の上程・説明・質疑・討論・採決

(13時33分)

### ●議長

日程第15、議案第5号「平成25年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計補正予算(第1号)」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

### ●副町長

議案書33頁をお開き下さい。

議案第5号「平成25年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計補正予算(第1号)」

総則、第1条、平成25年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

業務の予定量の補正、第2条、平成25年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計予算第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

建設改良事業307万3千円を追加し9,310万7千円。

収益的収入及び支出の補正、第3条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入、第1款病院事業収益3万9千円を追加し10億7,285万8千円。

支出、第1款病院事業費用188万3千円を追加し11億4,793万6千円。

次の頁をお開き下さい。

資本的収入及び支出の補正、第4条、予算第4条中不足する額4,489万4千円を不足する額4,494万8千円に、過年度分損益勘定留保資金4,489万4千円を過年度分損益勘定留保資金4,494万8千円に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入、第1款資本的収入301万9千円を追加し1億3,770万6千円。

支出、第1款資本的支出307万3千円を追加し1億8,265万4千円。

企業債の補正、第5条、予算第5条に定めた限度額を、次のとおり補正する。

起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法の順で申し上げますが、起債の方法、利率、償還の方法については変更がございません。

医療機器整備事業の病院事業債では270万円を追加し1,480万円。

医療機器整備事業の過疎債では20万円を追加し1,230万円。

平成25年6月18日提出、奈井江町長。

補正の内容について、収益的支出から説明を致します。

37頁をお開き下さい。

病院事業費用、医業費用の経費では、超音波診断装置ほかの医療機器修繕で174万3千円の追加計上。

入院費及び見舞金等の補償費で14万円を追加計上致しております。

次に収益的収入について、ご説明を致します。

病院事業の収益の医業外収益では、損害保険給付金3万9千円を追加計上。

次に、資本的支出について説明を申し上げます。

38頁をお開き下さい。

資本的支出の建設改良費、資産購入費では、健寿苑とやすらぎの家にかかる地域医療総合情報システムの追加整備等で307万3千円を追加計上致しております。

資本的収入の企業債では、地域医療情報システム整備等にかかる財源として特別地方債で270万円、過疎債で20万円を追加計上。

負担金では、地域医療総合情報システム整備にかかる一般会計負担金11万9千円を追加計上致しております。

以上の結果、単年度実質収支では2,684万9千円の赤字となりますが、繰越実質収支では3億331万6千円の黒字を見込んでおります。

以上、補正予算の概要について説明致しましたので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を一括して行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第5号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

---

**日程第16 議案第12号の上程・説明・質疑・討論・採決**

(13時38分)

●議長

日程第16、議案第12号「工事請負契約について【奈井江小学校大規模改造建築主体工事（第2期工事）】」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の53頁をお開き下さい。

議案第12号「工事請負契約について」

下記のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び奈井江町財産及び契約に関する条例第2条の規定に基づき、町議会の議決を求める。

平成25年6月18日提出、奈井江町長。

記と致しまして、契約の目的は、奈井江小学校大規模改造建築主体工事（第2期工事）であります。

契約の方法は、指名競争入札により、契約の金額は9,728万2,500円。

うち消費税及び地方消費税の額は463万2,500円であります。

契約の相手方は、空知郡奈井江町字奈井江32番地13の株式会社鈴木東建 奈井江本店内、鈴木東建・共和経常建設共同企業体であります。

入札の執行調書は、次頁についておりますので、参考にして頂きたいと思えます。

以上、説明致しましたので、よろしくお願いを申し上げます。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を一括して行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第12号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

---

**日程第17 議案第13号の上程・説明・質疑・討論・採決**

(13時40分)

●議長

日程第17、議案第13号「工事請負契約について【奈井江中学校耐震補強工事（第一期工事）】」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書55頁をお開き下さい。

議案第13号「工事請負契約について」

下記のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び奈井江町財産及び契約に関する条例第2条の規定に基づき、町議会の議決を求める。

平成25年6月18日提出、奈井江町長。

記と致しまして、契約の目的は、奈井江中学校耐震補強工事（第一期工事）であります。

契約の方法は、指名競争入札により、契約の金額は8,358万円。

うち消費税及び地方消費税の額は398万円であります。

契約の相手方は、空知郡奈井江町字チャシュナイ987番地10の株式会社砂子組内砂子・櫻井千田・古屋経常建設共同企業体であります。

執行調書は、次頁につけておりますので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を一括して行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第13号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

---

**日程第18、19 2請願の一括上程・付託**

(13時42分)

●議長

日程第18、請願第1号「札幌航空交通管制部の存続・充実を求める意見書の採択を求める請願書」

日程第19、請願第2号「義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2014年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書の採択を求める請願書」

以上、2請願を一括議題とします。

請願書の写しをお手元に配布しておりますので、表題のみ事務局長に朗読させます。  
事務局長。

●事務局長

(2請願)朗読

●議長

紹介議員の補足説明があれば発言を許します。

3番。

● 3番

まず、請願第1号について、説明致します。

北海道は、日本全体の約22%を占める広大な面積に、540万人強の人口が分散して居住しております。道内での都市間の移動に要する時間が、他県に比べて非常に長くなっています。近年、高速道路の整備が進んで、自家用車や都市間高速バスによる移動も以前に比べて時間的短縮が図られてきたが、まだまだ移動時間が道民の負担となっています。

そうした中で、道内における航空ネットワークを将来的に維持していくことは、観光客のみならず、道民にとっても非常に重要な課題であります。航空ネットワークを支えていく上で、国土交通省の札幌航空交通管制部の職員は管制業務、施設の維持管理業務を通して航空機の安全運航の一翼を担っています。

札幌航空交通管制部は北海道の空港だけでなく、北東北地方も含めた15空港から離発着する航空機に対して航空管制業務を実施、また、全国の4カ所に設置されている航空交通管制業務の拠点官署の一つであり、唯一積雪地域に立地している官署です。

この度、国土交通省はこうした重要な官署を、道内に代替機関を残すことなく廃止にむけて検討していることは、新千歳空港における航空機の安全確保を憂慮するものです。

以上の趣旨から、北海道での航空行政の枠組みを堅持し、札幌航空交通管制部を存続させること。及び、広大な北海道の航空行政を充実させるために、国の出先機関である札幌航空交通管制部を充実させることを衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、国土交通大臣に要請するものであります。

請願第2号につきまして、義務教育費国庫負担制度は、標準的な教職員数の確保について国の責任を果たすものであり、へき地校などが多い北海道においては、教育の機会均等を保障する重要なものとなっております。

しかし、「三位一体改革」で削減されました負担率を1/3から1/2へ復元するなどの拡充が必要です。

どこに住んでいても、同じように、行き届いた義務教育を受けることが出来るように、

1. 義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率を1/2に復元すること。
2. 文部科学省「新・教職員定数改善計画」の確実な実施及びそれを上回る「30人以下学級」の早期実現と教職員定数の改善を早期に実行すること。当面、小学校1年生から中学校3年生までの学級編成基準を順次改定すること。また、住む地域に関係なく子どもたちの教育を保障するために、複式学級の解消に必要な教職員定数及び必要な予算の確保を図ること。
3. 子どもたちや学校、地域の特性にあった教育環境を整備し、充実した教育活動を推進するため、教頭・養護教諭・事務職員の全校配置を実現すること。
4. 給食費、修学旅行費、教材費など保護者負担の解消、就学保障の充実、図書費など国の責任において教育予算の十分な確保、拡充を行うこと。

を、衆議院議員、参議院議員、内閣総理大臣、文部科学大臣、財務大臣に要請するものであります。

各議員のご理解とご賛同をお願い致します。

●議長

おはかりします。

請願第1号、請願第2号は、奈井江町議会会議規則第90条第1項の規定により、所管のまちづくり常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

請願第1号、請願第2号は、まちづくり常任委員会に付託することに決定しました。

おはかりします。

只今、まちづくり常任委員会に付託しました請願第1号、請願第2号につきましては、会議規則第45条第1項の規定により、6月19日までに審査が終わるよう期限をつけたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

請願第1号、請願第2号については6月19日までに審査が終わるよう期限をつけることに決定しました。

---

**閉会**

●議長

おはかりします。

6月19日は、議案調査のため休会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

議案調査のため6月19日は、休会とすることに決定しました。

以上で、本日予定した議事日程を全部終了しましたので、本日はこれにて散会と致し

ます。

なお、20日は10時00分より会議を再開致します。  
皆さん、大変ご苦労さまでした。

---

(13時52分)

(10時00分)

---

## 開会・挨拶

### ●議長

皆さん、おはようございます。

第2回定例会も最終日になりましたが、よろしくお願い致します。

只今、出席議員10名で定足数に達しておりますので、会議を再開します。

---

## 日程第1 会議録署名議員の指名について

### ●議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、3番三浦議員、4番大矢議員を指名します。

---

## 日程第2、議案第6号の上程・説明・質疑・討論・採決

### ●議長

日程第2、議案第6号「奈井江町手数料条例の一部を改正する条例」を議題とします。  
提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

### ●副町長

おはようございます。

議案書の39頁をお開き下さい。

議案第6号「奈井江町手数料条例の一部を改正する条例」

奈井江町手数料条例の一部を次のように改正する。

平成25年6月18日提出、奈井江町長。

本条例につきましては、中空知広域圏5市5町における戸籍システム共同運用を開始するにあたり、戸籍法の規定に基づく磁気ディスクをもって調整された戸籍に記録されている事項の全部もしくは一部を証明した書面の手数料を、紙戸籍同様に徴収するため、関連条例の一部を改正しようとするものであります。

施行日につきましては、運用開始日であります平成25年9月30日からこれを施行しようとするものでありますので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第6号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

---

**日程第3、議案第7号の上程・説明・質疑・討論・採決**

(10時02分)

●議長

日程第3、議案第7号「奈井江町子ども・子育て会議設置条例」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の40頁をお開き下さい。

議案第7号「奈井江町子ども・子育て会議設置条例」

平成25年6月18日提出、奈井江町長。

本条例につきましては、子ども・子育て支援法第77条第1項の規定に基づいて、奈井江町子ども・子育て会議を設置し、当町における子ども・子育て支援に関する施策を

推進するため制定し、公布の日から施行しようとするものであります。

詳細について、担当課長に説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

おもいやり課長。

●おもいやり課長

改めまして、おはようございます。

議案第7号「奈井江町子ども・子育て会議設置条例」につきましてご説明致します。

議案書40頁をご覧下さい。

平成24年8月10日に、すべての子どもの良質な育成環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的と致しまして、関連する制度、財源の一元化と新しい仕組み作りを構築し、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を図るねらいから子ども・子育て関連3法が成立し、平成24年8月22日に公布されたところでございます。

この3法の正式な施行日につきましては、国において平成27年度施行を想定しておりますことから、子ども・子育て支援法により、平成26年度中に計画策定が求められているところでございます。

幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画であります、「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定にあたり、子育て当事者の意見反映のための審議会として、地方版子ども・子育て会議を設置し、順次、地域の子ども・子育て支援の充実を目指すため、本年度からの準備対応が求められているところでございます。

それでは、奈井江町子ども・子育て会議設置条例内容のご説明に入らせて頂きます。

第1条の設置では、子ども・子育て支援法第77条第1項において、市町村が行う子ども・子育て支援に関する付属機関と致しまして、「審議会その他の合議制の機関」を条例で設置することが求められているところでございます。

子育て当事者の意見を直接聞き、実態に見合った事業計画「子ども・子育て支援事業計画」を策定するものでございます。

第2条、所掌事項では、子ども・子育て支援法第77条第1項に規定する事項と致しまして、1. 教育・保育施設や、地域型保育事業の利用定員を定めること、2. 子ども・子育て支援事業計画の策定・変更、3. 町の子ども・子育て支援に関する施策の総合的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況について、調査審議するものであります。

また、当町と致しましては、みずほ幼稚園の閉園に伴い、「認定こども園保育所型」の運営に関する事項につきましても、この会議の中で意見を求めていきたいと考えております。

第3条、組織では、子どもの保護者の他、保育所や幼稚園の従事者、有識者等により、

保育所と幼稚園の関係者が同じ場で議論したり、親の意見を聞くために、町長が委嘱する15名以内の委員で構成するものであります。

第4条では、委員の任期を、第5条では、会議に会長及び副会長を置くことを、第6条では、会議についてを、第7条では、会議の処務を、第8条では、委任事項を規定するものであります。

附則と致しまして、施行日は、公布の日から施行するものでございます。

以上、「奈井江町子ども・子育て会議設置条例」についてご説明申し上げました。

よろしくご審議の上ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

森岡議員。

●5番

只今、説明がありました「奈井江町子ども・子育て会議設置条例」なんですけれども、改めて説明されまして、本当に非常に重要な会議になるんだなという認識でいるんですけれども、只今説明あった部分だと思うんですけれども、今後の子育て支援や、わが町で来年度、開設、認定こども園のこれからの運営計画にも関わっていく非常に重要な会議との理解をさせて頂きましたけれども、この会議の設置の目的は、多分、第2条に関わる、今説明あった法第77条の第1項に掲げる事項ということで、口頭で説明あったんですけど、これ、非常に重要な部分ですから、我が町に、この会議を設置を目的として、もう一度、この部分説明頂けますでしょうか。

●議長

おもいやり課長。

●おもいやり課長

第2条の所掌事項では、子ども・子育て支援法第77条第1項に規定する事項と致しまして、教育・保育施設や、地域型保育の利用定員を定めると。それと、子ども・子育て支援事業計画の策定・変更ということで、これが平成26年の6月末までに策定しなければならない計画の議論をして頂かなければならない部分になっておりますし、3点目の町の子ども・子育て支援に関する施策の総合的な推進に関しましては、こちらは、町の施策の部分にも関連してきますので、みずほ幼稚園の閉園に伴う認定こども園の運営に関する、今、親が一番気になる所だと思いますけれども、保育料金、あるいは、預かり時間等々、こういった重要な事項について協議をさせて頂きたいというふうに意見を求めて参りたいというふうに思っているところでございます。

●議長

森岡議員。

● 5 番

改めて今の説明で、本当に非常にね、これ重要な会議であるという認識はさせていただきますが、それで次、第3条に関わる部分で、15名のこの委員さん、これ本当に重要な役割を担う方ということなのですが、色々な、団体とか立場からの選任されるのかなと想定があるんですが、今現在どういう立場、また、個人名ではなくて、の方を想定されているのかということと、今、最終的に6月までに審議をしてというお話しがありましたけれども、それまでの来年の6月までのこの会議の具体的なスケジュールの進めについて、今、想定されている内容について、ご説明をお願いします。

●議長

おもいやり課長。

●おもいやり課長

只今の森岡議員のご質問でございますが、子ども・子育て会議で想定している委員。2つ目に子ども・子育て会議の計画を含めた今後のスケジュールというご質問だったと思いますけれども、初めに、会議で想定している委員につきましては、第3条に規定しております委員構成につきまして、保育所園児の保護者、幼稚園園児の保護者、子育て支援センター利用をしている保護者、障がいを持つ子の保護者、キッズネットないえのメンバー、保育所従事者、幼稚園従事者、主任児童委員、認可外保育託児所のでつなぎの従事者、PTAで小学生の保護者等を想定している所でございます。

2つ目に、今後のスケジュールということでございますが、子ども・子育て支援事業計画は平成26年6月末までに策定する必要がございます、その間に事業計画の需要量の見込み設定のために住民の子育て支援に関する生活実態や要望についてのアンケートによるニーズ調査を行い、事業計画に反映していくものでございます。

平成25年5月31日に国の第2回、子ども・子育て会議が開催されたところではございますが、子ども・子育て支援事業計画を策定する際の国の基本指針案による、基本的記載事項や、ニーズ調査票のひな形は今年夏に示される予定となっております。

国からの情報を的確に把握しながら、町における子ども・子育て会議で協議をして参りたいと思っております。

また、あわせて独自の課題と致しまして、認定こども園保育所型の運営に関する事項も協議をして参りたいと考えておりますので、ご理解願います。

●議長

森岡議員。

● 5 番

大体のスケジュール等につきましては、理解をしました。

それで今回これ設置される会議なのですが、今、現在奈井江町に、子育て支援推進協

議会というのがございます。

それで、今説明あった新たな会議の方では、保護者の関わりの方がちょっと多いのかなという印象を受けたんですけれども、今後のこの子育て推進協議会と、この新たに設置する子ども会議の関わりと申しますか、その辺に関してどのようなことになるのか、ご説明願います。

●議長

おもいやり課長。

●おもいやり課長

只今の森岡議員のご質問につきまして、既存の奈井江町子育て支援推進協議会との、今回設置します子ども・子育て会議との関わりという部分だったと思いますが、条例提案致しました、子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援法に基づきまして、子育てや保育の当事者で委員構成しまして、新たに設置する会議となっております。

また、既存の奈井江町子育て支援推進協議会は、次世代育成支援対策推進法に規定する市町村行動計画（エンゼルプラン）を推進する業務もありながら、児童福祉法に規定します、児童虐待による要保護児童の適切な保護又は要支援児童、特定妊婦への適切な支援を図ることを想定した、福祉・教育・保健関係機関等の委員構成により、要保護児童対策地域協議会が行う業務でございます。

重複する事項もございますが、時限立法であります、次世代育成支援対策推進法の動向をみながら統一できないかを、今後、検討して参りたいと考えておりますのでご理解願います。

●議長

他にありませんか。

（なし）

●議長

質疑を終わります。

討論を行います。

（なし）

●議長

討論なしと認めます。

議案第7号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

---

**日程第4 議案第8号の上程・説明・質疑・討論・採決**

(10時16分)

●議長

日程第4、議案第8号「北海道町村議会議員公務災害補償等組合同約の変更について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の42頁をお開き下さい。

議案第8号「北海道町村議会議員公務災害補償等組合同約の変更について」

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合同約を次のとおり変更する。

平成25年6月18日提出、奈井江町長。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合同約の一部を改正する規約。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合同約の一部を次のように変更するということでありまして、この本案につきましては、北海道町村議会議員公務災害補償等組合に、北空知圏学校給食組合が加入することに伴う規定の整備を行うものであります。

本議会に対する協議を行おうとするものでありまして、この規約は総務大臣の許可のあった日から、施行しようとするものでありますので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第8号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

---

**日程第5 議案第9号の上程・説明・質疑・討論・採決**

(10時17分)

●議長

日程第5、議案第9号「北海道市町村総合事務組合理約の変更について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書43頁をお開き下さい。

議案第9号「北海道市町村総合事務組合理約の変更について」

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合理約を次のとおり変更する。

平成25年6月18日提出、奈井江町長。

北海道市町村総合事務組合の規約の一部を変更する規約。

北海道市町村総合事務組合理約の一部を次のように改正する。

本案につきましても、先ほど同様、北空知圏学校給食組合の加入に伴う規定の整備を行おうとするものであり、総務大臣の許可のあった日からこれを施行するとするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。  
討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。  
議案第9号を採決します。  
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。  
本案は、原案のとおり可決されました。

---

**日程第6 議案第10号の上程・説明・質疑・討論・採決**

(10時19分)

●議長

日程第6、議案第10号「奈井江町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書44頁をお開き下さい。

議案第10号「奈井江町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について」

奈井江町過疎地域自立促進市町村計画の一部を次のとおり変更したいので、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定に基づき、町議会の議決を求める。

平成25年6月18日提出、奈井江町長。

本案につきましては、過疎計画の新規事業の実施及び既掲載事業の名称の変更に伴い、

奈井江町過疎地域自立促進市町村計画の一部を変更しようとするものであります。

詳細について、担当課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

まちづくり課長。

●まちづくり課長

議会出席大変お疲れさまでございます。

それでは、私の方から議案第10号につきまして、定例会資料の7頁により説明をさせていただきます。

7頁をお開き下さい。

今回の変更につきましては、今ほど副町長より説明のありました新規事業の実施及び既掲載事業の名称変更に伴う改正でございます。

「1. 基本的な事項」の「(4) 地域の自立促進の基本方針」「ク. その他地域の自立促進に関し必要な事項」に、「⑥町有物件解体事業」を追加しております。

8頁をお開き下さい。

「2. 産業の振興」「(3) 計画」では、表の中になりますが、「(1) 基盤整備」の「農業」において、「基幹水利ストックマネジメント事業」を、国の補助実施要綱の変更に伴い、「水利施設整備事業(基幹水利施設保全型)(奈井江瑞穂地区)」に改めると共に、「(3) 経営近代化施設」の「農業」では、高島南地区など、4地区で掲載をしておりました「農地集積加速化基盤整備事業」について、同様の理由から、「農地整備事業(経営体育成型)」に事業名称を変更するとともに、新たに「厳島南地区」を追加してございます。

9頁をご覧下さい。

「4. 生活環境の整備」では、旧流域下水道事務所など、町有物件解体事業の実施に伴いまして、「(1) 現況と問題点」の「③環境衛生」で、「また、老朽化した危険建物を解体撤去し、景観や環境の保全とともに住民が安全・安心に暮らすことができる地域社会の実現を図る必要がある。」を加筆すると共に、「(2) その対策」においても、⑩を追加してございます。

10頁をお開き下さい。

「(3) 計画」におきましても、表内に追加した「(6) 過疎地域自立促進特別事業」欄に町有物件の解体事業を掲載してございます。

次に「5. 高齢者等の保健・福祉の向上および増進」「(3) 計画」では、表内になりますが、「(1) 高齢者福祉施設」の「その他」に、「老人総合福祉施設整備事業特殊浴槽更新」を登載してございます。

11頁をご覧下さい。

「8. 地域文化の振興等」「(2) その対策」では、「④」において、「(仮称)地域活性ホール」を「交流プラザみなクル」に変更すると共に、「⑤老朽化が進んでいる

文化ホールの改修工事を行い、施設の長寿命化を図る。」を追加してございます。

また、これに合わせて「(3)計画」の表中、「(1)地域文化振興施設等」の「地域文化振興施設」欄に「文化ホール大規模改修工事」を追加すると共に「その他」欄の「(仮称)地域活性化ホール」を「交流プラザみなクル」に変更してございます。

12頁をお開き下さい。

こちらでは、事業計画のうち、過疎地域自立促進特別事業分を記載してございますが、「3生活環境の整備」の欄に「町有物件解体事業」を追加してございます。

以上、過疎地域自立促進市町村計画の変更について、説明を致しました。

よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第10号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

---

**日程第7 議案第11号の上程・説明・質疑・討論・採決**

(10時25分)

●議長

日程第7、議案第11号「固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 登壇)

●町長

皆さん、おはようございます。

定例会、大変ご苦労さまでございます。

今、提案ございました議案第11号でございますが、固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求めることについてでございますが、固定資産評価審査委員会委員であります、三角敏夫氏が平成25年6月30日付けをもちまして任期満了となりますので、笹木謙一郎氏を選任いたしたく地方税法第423条第3項の規定によりまして、町議会の同意を求めるところでございます。

平成25年6月18日提出。

なお、履歴等については、次頁に記載されておりますので、よろしくお願い申し上げます。

●議長

人事案件ですので、特に質疑があれば発言を許します。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第11号を採決します。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、これに同意することに決定しました。

---

## 日程第 8、9 2 請願の報告

### ●議長

日程第 8、請願第 1 号「札幌航空交通管制部の存続・充実を求める意見書の採択を求める請願書」

日程第 9、請願第 2 号「義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 1/2 への復元、「30 人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2014年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書の採択を求める請願書」

以上、2 請願を一括議題とします。

2 請願につきましては、まちづくり常任委員長より、審査報告書が議長に提出されております。

常任委員会報告書について委員長の発言を許します。

森山議員。

(まちづくり常任委員長 登壇)

### ●8 番

まちづくり常任委員会審査報告書。

まちづくり常任委員会の審査報告を致します。

6 月 1 8 日本会議において付託されました、請願第 1 号「札幌航空交通管制部の存続・充実を求める意見書の採択を求める請願書」及び、請願第 2 号「義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 1/2 への復元、「30 人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2014年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書の採択を求める請願書」の審査を、1 8 日 役場 3 階議員控室にて委員会を開催し審査を行い、結果を得ましたので、そのご報告を申し上げます。

請願第 1 号については、補佐人として、国土交通労働組合 北海道航空支部 書記長

むらやま ひろふみ 村山 弘史氏 及び執行委員 くが かずこ 空閑 和子氏、請願第 2 号については、北海道教職員組合

奈井江支会 書記長 さとう いくこ 佐藤 郁子氏が同席され、紹介議員からの現状等の説明を受けた後、質疑を行い、慎重かつ熱心に審査を行い、採択すべきものと決定しました。

なお、請願の採択に伴う意見書(案)・札幌航空交通管制部の存続・充実を求める意見書(案)、及び、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 1/2 への復元、「30 人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2014年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書(案)につきましても、審議したことをご報告申し上げます。

以上、まちづくり常任委員会の報告と致します。

---

## 請願第1号の討論・採択

### ●議長

請願第1号「札幌航空交通管制部の存続・充実を求める意見書の採択を求める請願書」に対する討論を行います。

(なし)

### ●議長

討論なしと認めます。

請願第1号を採決します。

本請願に対する委員長の報告は採択であります。

本請願は委員長の報告のとおり採択することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

### ●議長

異議なしと認めます。

本請願は委員長の報告のとおり採択することに決定致しました。

---

## 請願第2号の討論・採択

### ●議長

請願第2号「義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2014年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書の採択を求める請願書」に対する討論を行います。

(なし)

### ●議長

討論なしと認めます。

請願第2号を採決します。

本請願に対する委員長の報告は採択であります。

本請願は委員長の報告のとおり採択することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

### ●議長

異議なしと認めます。

本請願は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

---

**日程第10 意見案第1号の上程・説明・質疑・討論・採決**

(10時32分)

●議長

日程第10、意見案第1号「札幌航空交通管制部の存続・充実を求める意見書」を議題とします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

●事務局長

(意見案第1号) 朗読

●議長

本案に対する質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

意見案第1号を採決します。

本案は、提案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、提案のとおり可決されました。

---

**日程第11 意見案第2号の上程・説明・質疑・討論・採決**

(10時34分)

●議長

日程第11、意見案第2号「義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2014年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書」を議題とします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

●事務局長

(意見案第2号) 朗読

●議長

本案に対する質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

意見案第2号を採決します。

本案は、提案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、提案のとおり可決されました。

---

**日程第12、会議案第1号の上程・説明・承認**

(10時38分)

●議長

日程第12、会議案第1号「議員の派遣承認について」を議題とします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

●事務局長  
(会議案第1号) 朗読

●議長  
本案は、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長  
異議なしと認めます。  
本案は、提案のとおり承認することに決定しました。

---

**日程第13、調査第1号の上程・説明・付託** (10時39分)

●議長  
日程第13、調査第1号「議会運営委員会の調査の付託について」を議題とします。  
事務局長に朗読させます。  
事務局長。

●事務局長  
(調査第1号) 朗読

●議長  
本案は、議会運営委員会に付託することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長  
異議なしと認めます。  
本案は、議会運営委員会に付託することに決定しました。

---

**日程第14、調査第2号の上程・説明・付託** (10時40分)

●議長  
日程第14、調査第2号「所管事務調査の付託について」を議題とします。  
事務局長に朗読させます。

事務局長。

●事務局長  
(調査第2号) 朗読

●議長  
本案は、まちづくり常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長  
異議なしと認めます。  
本案は、まちづくり常任委員会に付託することに決定しました。

---

## 閉会

●議長  
以上で、本定例会に付議された案件の審議は、全部終了しました。  
平成25年奈井江町議会第2回定例会を閉会します。  
皆さん大変、ご苦労さまでした。

---

(10時42分)